

オープンイノベーション促進税制 (新規出資型) 申請ガイドライン (C)

2023年4月1日以降に出資した案件に
対応した申請ガイドライン

出資日によって参照するガイドラインが異なります

- ☐ 申請ガイドライン (A) 2020年4月～2022年3月までの出資
- ☐ 申請ガイドライン (B) 2022年4月～2023年3月までの出資
- ☒ 申請ガイドライン (C) 2023年4月～2024年3月までの出資

※2023年4月～2024年3月までに行ったM&Aについては、
オープンイノベーション促進税制（M&A型）の申請ガイドラインを参照

新規案件の場合、必ず事前相談を行ってください

事前相談で提出いただく『案件概要スライド』をもとに
オープンイノベーション要件などの事前確認を行います
本申請までに余裕をもって事前相談をしてください

 オープンイノベーション促進税制 で検索、

又は右のQRコードより特設ページをチェック



目次

制度概要	...	2
第1章 対象法人（出資側）要件		
◆ 概要	...	3
◆ CVC	...	4
◆ 中小企業の定義	...	8
◆ FAQ	...	9
第2章 スタートアップ企業（受け手側）の要件		
◆ 概要	...	11
◆ 設立10年未満要件の例外について	...	12
◆ 株主構成の要件	...	13
◆ FAQ	...	16
第3章 出資要件		
◆ 概要	...	18
◆ 取得株式の要件	...	19
◆ 下限出資額の要件	...	22
◆ オープンイノベーション要件	...	23
◆ 対象外となる株式投資（純投資その他）	...	27
◆ FAQ	...	29
第4章 手続		
◆ 税制の適用を受けるための手続	...	31
◆ 特別勘定の経理	...	33
◆ 税制の適用後3年間の手続	...	34
◆ オープンイノベーションの継続が確認できない等の場合	...	36
取得株式の一部売却	...	38
取得株式の税務上の帳簿価額の減額	...	41
取得株式に係る配当	...	43
事業再編が起きた場合の対応	...	46
◆ 経済産業大臣への申請書類について	...	47
◆ 経済産業大臣への申請方法	...	75
◆ FAQ	...	76

オープンイノベーション促進税制の制度概要

株式会社等又はそのCVCが、スタートアップ企業とのオープンイノベーションに向け、そのスタートアップ企業の新規発行株式を一定額以上取得する場合、その株式の取得価額の25%が所得控除される制度です。（ただし、3年以内にその株式の処分等をした場合は、控除分を益金算入する必要があります。）

対象法人／CVC



①対象法人要件
(P. 3～10参照)

一定規模以上の出資

③出資要件
(P.18～30参照)

事業年度末にまとめて報告
(P.31～32参照)

経済産業大臣の交付する
証明書を確定申告書
に添付

経済産業省



スタートアップ企業

設立10年未満※の未上場企業等



②スタートアップ企業要件
(P.11～17参照)

※一部、設立15年未満

- 大企業による出資：1億円以上/件
- 中小企業による出資：1,000万円以上/件
- 海外法人への出資：一律5億円以上/件
- 令和5年4月1日～令和6年3月31日の間に行われた資本金の増加に伴う払込みによる株式の取得であること
- 取得株式を3年以上保有する予定であること
- オープンイノベーションに向けた取組を伴う出資（純投資等を除く）であること

対象法人（出資側）の要件

本税制の対象法人は、青色申告書を提出する法人で、スタートアップ企業とのオープンイノベーションを目指す、株式会社その他これに類する法人です。

加えて、対象法人が主体となるCVCが出資する場合も対象となります。

【対象法人の要件】

- ① 青色申告書提出法人であること
- ② スタートアップ企業とのオープンイノベーションを目指していること
- ③ 以下のいずれかの法人形態であること
 - 株式会社
 - 相互会社
 - 中小企業等協同組合
 - 農林中央金庫
 - 信用金庫及び信用金庫連合会



【対象となるCVC】

上の対象法人が出資割合の過半数※を有する以下の組合

- ④ 投資事業有限責任組合（LPS）のうち
 - a. 対象法人の国内完全子会社が無限責任組合員（GP）であるもの
 - b. 対象法人が単独の有限責任組合員（LP）であるもの
- ⑤ 民法上の組合

※出資割合の計算に当たっては、対象法人が他のLPSを通じて行う当該CVCに対する出資の金額は除外します。

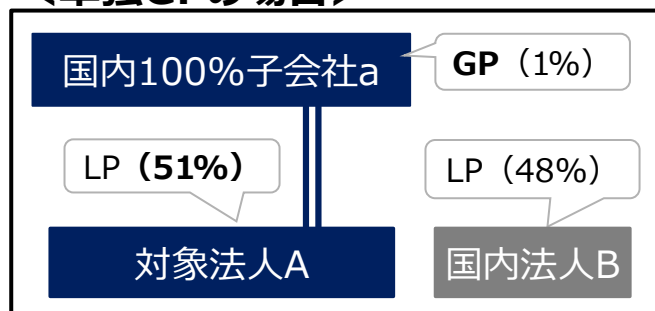
対象法人（出資側）の要件 （要件④aについて）

対象となるCVCのパターンの1つ目として、「対象法人が出資割合の過半数を有するLPSのうち、対象法人の国内完全子会社がGPであるもの」が挙げられます。

例えば、対象法人である親会社Aの国内完全子会社aがGPとなっており、Aが過半数の持分を有するLPSの場合、Aが税制対象となります。

なお、Aが過半数の持分を有していれば、LPが複数いる場合でも、対象となります。

<単独GPの場合>



- Aの完全子会社aがGP
- Aの出資割合が過半数



Aが税制の対象

<共同GPの場合>



GPは単独である必要はなく、国内独立系VCや海外VCが共同GPとなることも可能です。

- Aの完全子会社aがGP
- Aの出資割合が過半数



Aが税制の対象

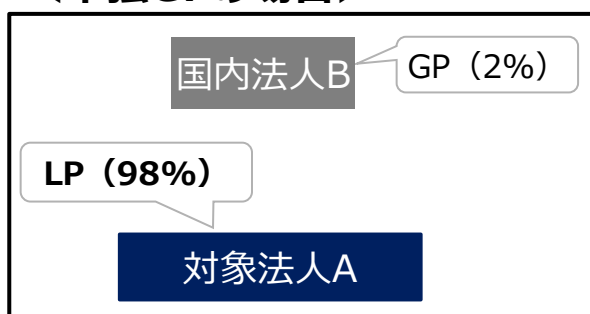
※ 外国法人が、GP持分の過半数を有する組合は、外為法に基づく事前の届出が必要となります。

対象法人（出資側）の要件 （要件④bについて）

対象となるCVCのパターンの2つ目として、「対象法人が出資割合の過半数を有するLPSのうち、対象法人が単独のLPであるもの」が挙げられます。

例えば、対象法人Aが単独のLPであり、かつ出資割合の過半数を有するLPSである、いわゆる2人組合の場合、Aが対象となります。

＜単独GPの場合＞



- A社が単独のLP（いわゆる2人組合）
- A社の出資割合が過半数



Aが税制の対象

＜共同GPの場合＞



GPは単独である必要はなく、国内独立系VCや海外VCが共同GPとなることも可能です。

- A社が単独のLP
- A社の出資割合が過半数



Aが税制の対象

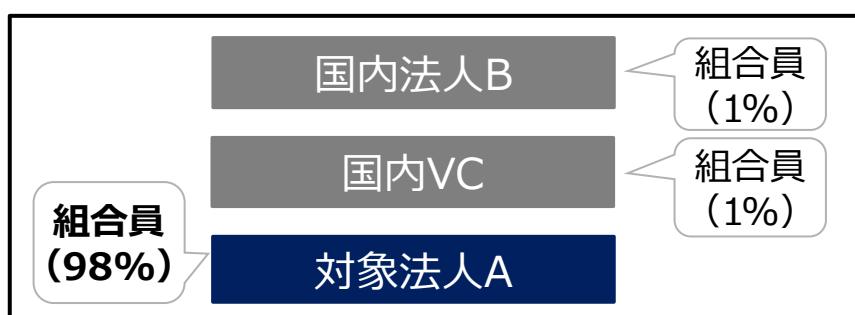
※ 外国法人が、GP持分の過半数を有する組合は、外為法に基づく事前の届出が必要となります。

対象法人（出資側）の要件 （要件⑤について）

対象となるCVCのパターンの3つ目として、「対象法人が出資割合の過半数を有する民法上の組合」が挙げられます。

例えば、以下の民法上の組合のように、対象法人Aが出資割合の過半数を有する組合員であるものは、本税制の対象となります。

＜国内法人のみが組合員である場合＞

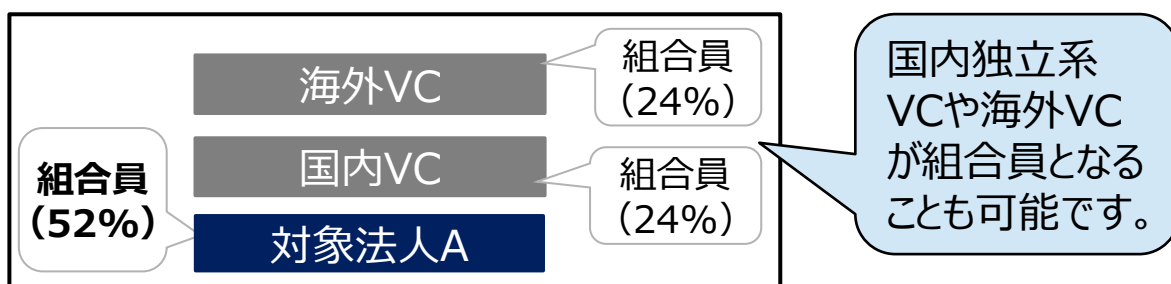


- Aの出資割合が過半数



Aが税制の対象

＜外国法人が組合員である場合＞



- A社の出資割合が過半数



Aが税制の対象

対象法人（出資側）の要件 （要件④、⑤について）

① 対象法人要件

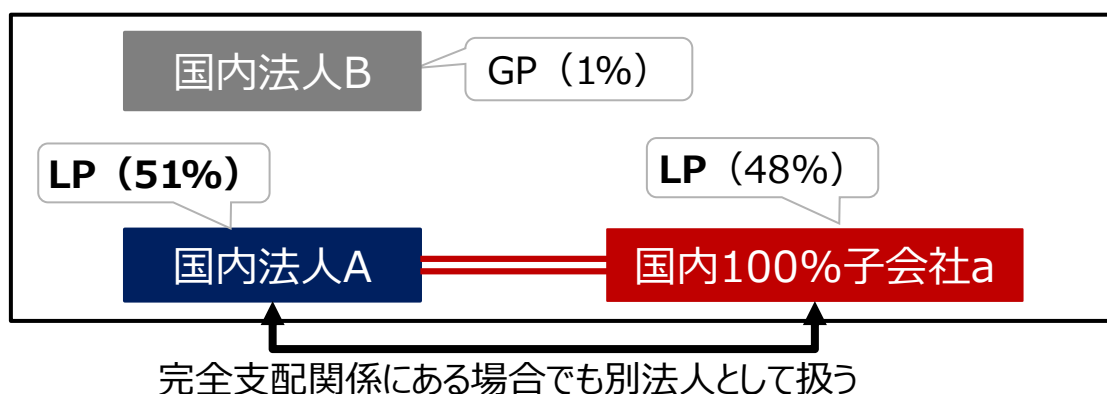
② スタートアップ企業要件

③ 出資要件

④ 手続

対象となるCVCの判定においては、対象法人の子法人（完全支配関係にある子会社を含みます）であっても別法人として扱います。

例 1：他社がGPを務めるLPSにおいて、LPが親会社及びその完全支配関係にある子会社のみの場合であっても、各々別法人として扱われるため、本税制の対象外となります。

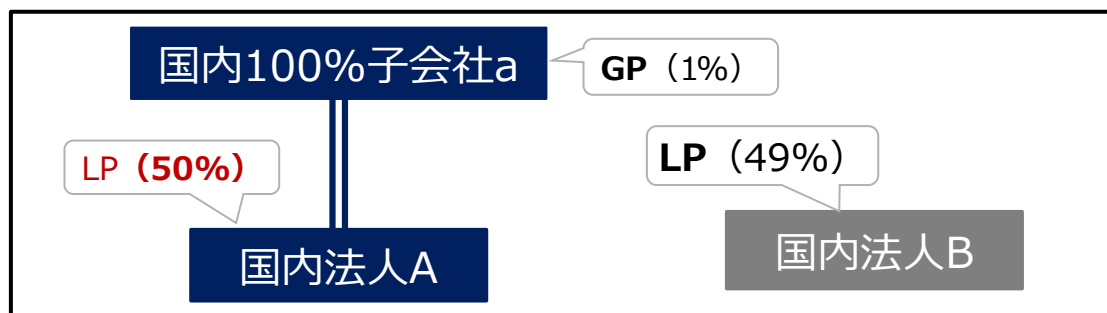


- Aが単独のLPではない
- Aの出資割合が50%超



Aと子会社aは、いずれも対象外

例 2：LPSの組合員に、国内法人Aによる完全支配関係にある子会社aが含まれる場合であっても、国内法人Aは単独で「出資割合の過半数を有する」という要件を満たしている必要があります。



- Aの完全子会社aがGP
- Aの出資割合が50%



Aと子会社aは、いずれも対象外

本税制における中小企業の定義

本税制における「中小企業」とは、租税特別措置法第42条の4第19項第7号に規定される「中小企業者」であり、具体的には、以下①～③までのいずれかに該当する法人**以外の**法人をいいます。

①大規模法人

- 資本金の額又は出資金の額が1億円超の法人
- 資本金の額又は出資金の額が5億円以上の法人等（大法人）の100%子法人
- 100%グループ内の複数の大法人に発行済株式の全部を直接又は間接に保有されている法人

②大規模法人により一定の数又は金額以上の株式又は出資を保有されている法人

- 同一の大規模法人※¹が発行済株式又は出資※²の2分の1以上を所有している法人
- 複数の大規模法人※¹が発行済株式又は出資※²の3分の2以上を所有している法人

③通算グループ内に大規模法人がいる通算法人

- 他の通算法人のうちいずれかの法人が次に掲げる法人に該当しない通算法人
 - ・ 資本金の額又は出資金の額が1億円以下であり①②に該当しない法人
 - ・ 資本又は出資を有しない法人のうち常時使用する従業員の数が1,000人以下の法人

※ 1 中小企業投資育成株式会社を除きます。

※ 2 発行済株式又は出資からその判定対象法人の有する自己の株式又は出資を除外します。

対象法人（出資側）に関するFAQ （1 / 2）

① 対象法人要件

② スタートアップ企業要件

③ 出資要件

④ 手続

所得控除対象	Q 1 : 他社がGPをつとめる国内LPSに対し、当社の完全子会社がLP出資を行う場合、親会社である当社は本税制の対象法人となるか教えてください。
	A : 対象法人の国内完全子会社が出資を行う場合には、スタートアップ企業とのオープンイノベーションはその国内完全子会社が行うものと考えています。したがって、本税制の対象となる法人は出資を行う国内完全子会社であり、親会社は対象法人とはなりません。
CVC経由の出資	Q 2 : CVCを通じた出資の考え方につき、過半数の出資割合を有するLPとは、1社あたりの出資割合で考えるのか、それともグループ会社それぞれが出資した金額を合算して考えるのか教えてください。
	A : オープンイノベーションを実施する主体はスタートアップ企業に出資する者であるため、LPの出資割合については、グループ単位で考えるのではなく、1社で考える必要があります。
外国籍CVC	Q 3 : CVCを経由した出資も本税制の対象になるとのことだが、外国籍のCVCを経由した出資も対象となるのか教えてください。
	A : 外国籍のCVCを経由したスタートアップ出資は対象外です。出資者側として対象となるのは、国内事業法人及び対象法人による国内のCVC（国内LPS又は民法組合）となります。

対象法人（出資側）に関するFAQ (2/2)

① 対象法人要件

② スタートアップ企業要件

③ 出資要件

④ 手続

GPが外国法人のCVC

Q4：外国法人がGPを務めるCVCを経由した出資であっても、本税制の対象となるか教えてください。

A：外国法人がGPを務めるCVCを経由した出資であっても、そのCVCが国内に所在するものであり、かつ以下のいずれかの類型であれば、本税制の対象となります。

- ①対象法人の国内完全子会社がGPを務めるLPSであり、かつ親会社である対象法人が出資割合の過半数を持つもの
- ②GPを他社が務めているLPSで、対象法人が単独のLPとして出資割合の過半数を持つもの
- ③民法上の組合で、対象法人が単独に出資割合の過半数を有しているもの

なお、組合全体の出資割合の過半数又はGP内出資割合の過半数を外国法人が有する場合は、外国為替及び外国貿易法に基づく事前の届出が必要となります。

別法人経由の出資

Q5：対象法人が他の法人を経由してスタートアップ企業に出資する場合、その出資によって対象法人が所得控除を受けることは可能か教えてください。

A：対象法人が他の法人を経由してスタートアップ企業に出資する場合、その出資によって対象法人が所得控除を受けることはできません。本税制により所得控除を受けられる法人は、直接または要件を満たすCVCを経由してスタートアップ企業に出資を行った法人となります。

スタートアップ企業（受け手側）要件

本税制において対象法人・CVCの出資対象となるスタートアップ企業は、以下の①～⑩までの要件を満たす法人となります。

また、外国法人であっても、以下の要件を満たす法人に類するものとして認められる場合には、出資を受ける対象となります。

- ① 株式会社
- ② 設立10年未満（要件を満たす場合設立15年未満）※1※2
- ③ 未上場・未登録※3
- ④ 既に事業を開始している
- ⑤ 対象法人とのオープンイノベーションを行っている又は行う予定
- ⑥ 一つの法人グループが株式の過半数を有していない（P.13参照）
- ⑦ 法人以外の者（LPS、民法上の組合、個人等）が3分の1超の株式を有している（P.14参照）
- ⑧ 対象法人が議決権の過半数を有していない
- ⑨ 風俗営業又は性風俗関連特殊営業※4を営む会社でない
- ⑩ 暴力団員等※5が役員又は事業活動を支配する会社でない

＜注意点＞

- ※1 会社登記上の設立日を起算日とした出資日（現金の払込み日）までの年数により判定します。
- ※2 また、直近の確定した決算において売上高研究開発費率が10%以上かつ営業損失を生じている場合においては設立15年未満の企業が対象になります（P.12参照）
- ※3 金融商品取引所に上場されている株式又は店頭売買有価証券登録原簿に登録されている株式の発行者である会社以外の会社をいいます。
- ※4 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に規定する風俗営業・性風俗関連特殊営業をいいます。
- ※5 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団員及び暴力団員でなくなった日から5年未満の者をいいます。

なお、経済産業省が個別にスタートアップ企業を認定することはありません。

スタートアップ企業（受け手側）要件 （要件②について）

① 対象法人要件

② スタートアップ企業要件

③ 出資要件

④ 手続

設立10年を超えている企業であっても、直近の確定した決算において売上高研究開発費率が10%以上かつ営業損失を生じている場合には、設立15年未満の企業は本税制における出資対象として認められます（令和4年4月1日以降の出資においてのみ適用）。

要件：直近の確定した決算において売上高研究開発費率が10%以上かつ営業損失を生じている場合

用語	定義
直近の確定した決算	申請の時点で株主総会の承認等を受けている決算のうち、最新のもの。
売上高研究開発費率	上記の決算における会計上の研究開発費を売上高で除したもの。

＜注意点＞

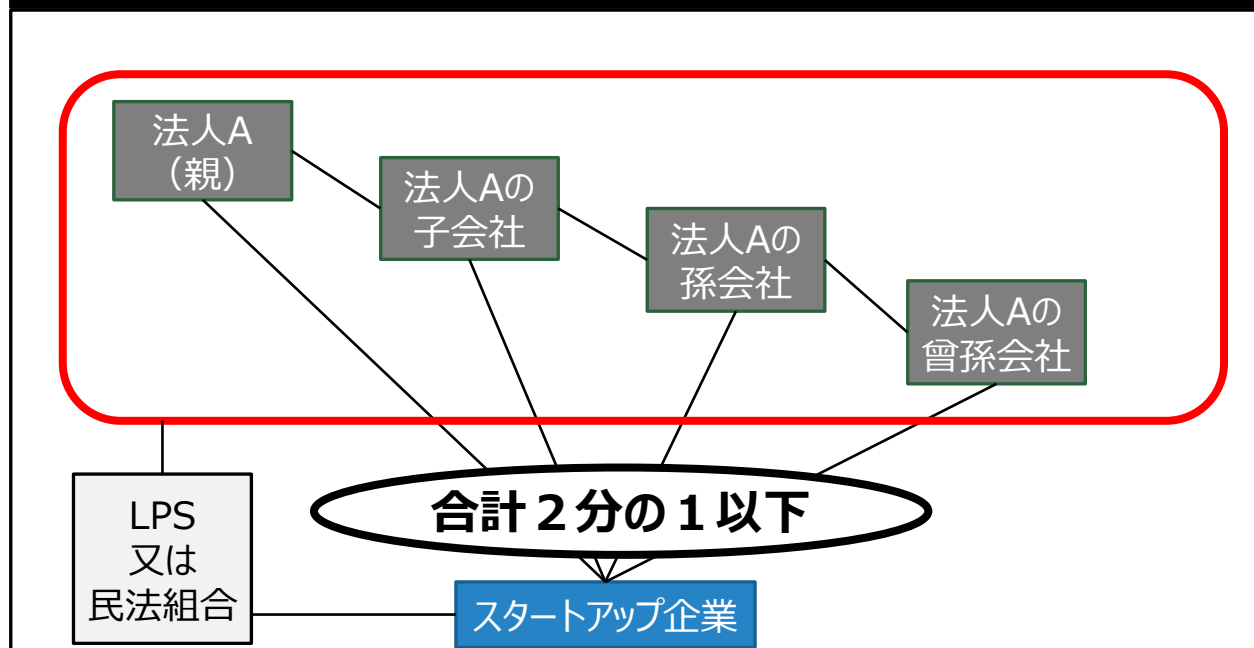
- ・売上高研究開発費率が10%以上であること及び営業損失を生じていることが確認できる資料を、申請時に経済産業省に提出する必要があります。（例：株主総会等で承認を受けた会社法上の計算書類）
- ・売上高が0である場合には、研究開発費が0より大きい場合に限り売上高研究開発費率が10%以上と取り扱います。

スタートアップ企業（受け手側）要件 （要件⑥について）

出資対象となるスタートアップ企業は、その発行済株式の総数に占める一つの法人グループ（本税制の対象法人を含みます）による出資割合が2分の1以下となっている必要があります。

なお、法人グループにおける出資割合の算定対象は、子会社、孫会社、曾孫会社までとなります。

要件：一つの法人及びその子・孫・曾孫会社の
出資割合の合計が2分の1以下



<注意点>

- ・法人グループ内における赤枠内の親子間の判定は、「株式の総数又は出資の金額の合計額」が2分の1以上か否かで判定します（※過半数か否かではない）。一方で、スタートアップ企業の発行済株式の保有割合（○内）は「株式の総数」で判定します。
- ・なお、法人グループが投資事業有限責任組合又は民法組合経由でスタートアップ企業の株式を取得している場合、その組合財産となっているスタートアップ企業の株式数は、出資割合の算定からは除外します。
- ・出資割合の計算には、普通株式のみならず、種類株式や、新株予約権の行使により取得した株式についても計算に含まれます。

① 対象法人要件

② スタートアップ企業要件

③ 出資要件

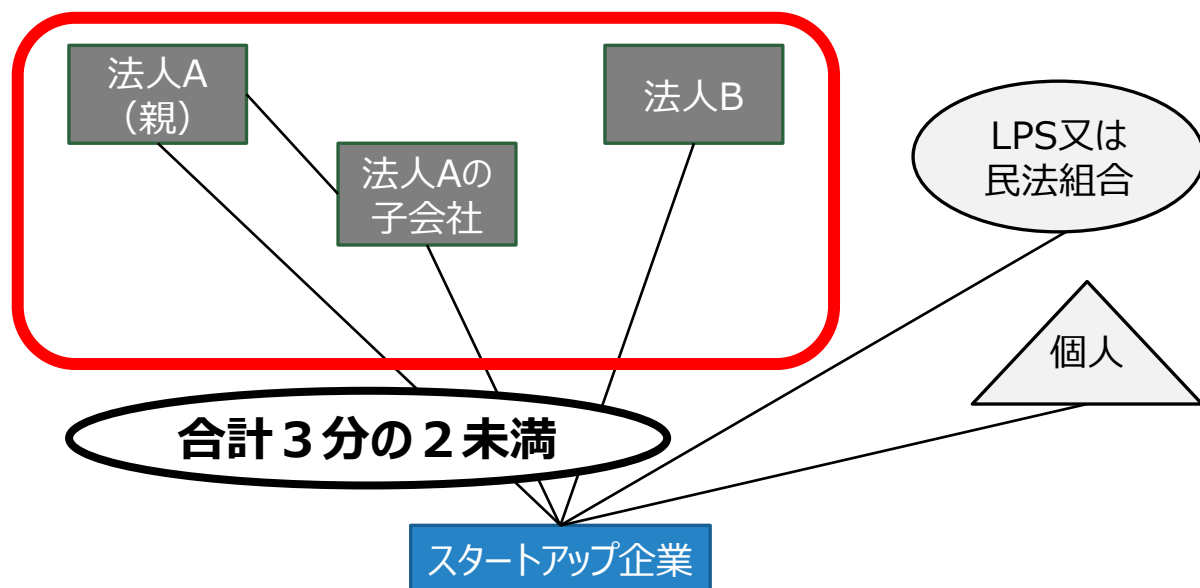
④ 手続

スタートアップ企業（受け手側）要件 （要件⑦について）

出資対象となるスタートアップ企業は、その発行済株式の総数に占める複数の法人による出資割合が合計 3 分の 2 未満である必要があります。

すなわち、LPSや民法組合、個人投資家など、法人以外の者による出資割合が合計 3 分の 1 超である必要があります。

要件：全ての法人株主の出資割合の合計が 3 分の 2 未満



<注意点>

- ・スタートアップ企業への出資割合（○ 枠内）は「**株式の総数**」で判定します。
- ・スタートアップ企業の株式のうち、投資事業有限責任組合又は民法組合の組合財産となっている株式数は、出資割合の算定からは除外します。
- ・出資割合の計算には、普通株式のみならず、種類株式や、新株予約権の行使により取得した株式についても計算に含まれます。

① 対象法人要件

② スタートアップ企業要件

③ 出資要件

④ 手続

スタートアップ企業（受け手側）要件 （要件⑥、⑦ 具体例）

① 対象法人要件

② スタートアップ企業要件

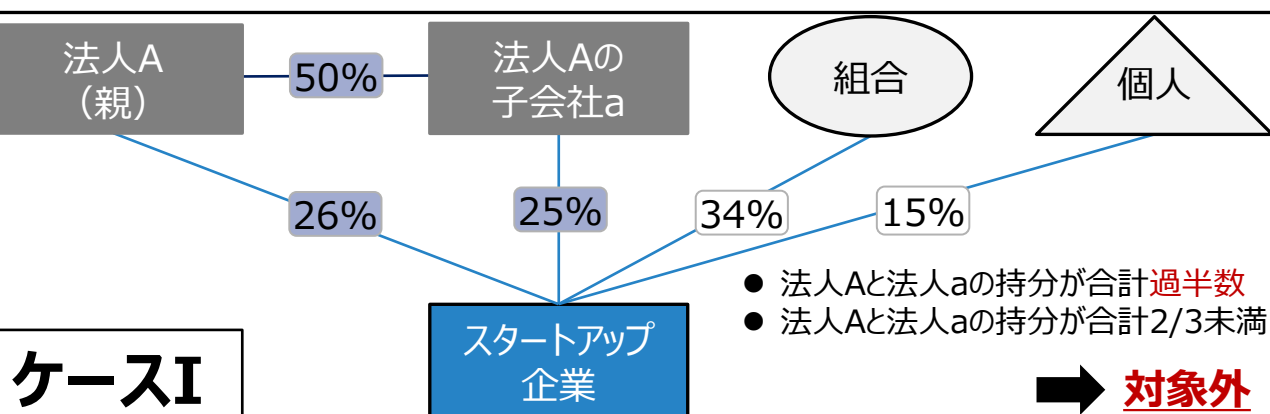
③ 出資要件

④ 手続

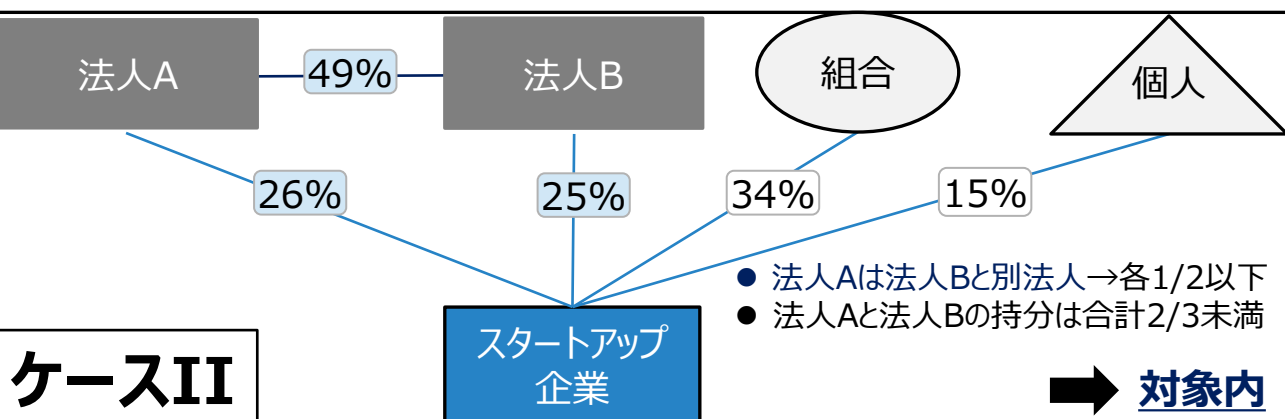
出資対象となるスタートアップ企業は、その発行済株式の総数に占める一つの法人グループ（本税制の対象法人を含みます）による出資割合が2分の1以下となっている必要があります。

また、その発行済株式の総数に占める複数の法人による出資割合が合計3分の2未満である必要があります。

例えばケースIで、法人Aは**法人aの株式数の1/2以上を保有しているため一つの法人グループとみなされ**、その**出資割合は合計51%**となります。よって、このスタートアップ企業は本税制の対象外となります。



また、ケースIIで、**法人Aは法人Bの株式数の49%のみを保有しているため別法人とみなされるため**、過半数の出資割合を単独で有する法人はいないことになります。そして法人Aと法人Bの持分は合計3分の2未満であるため、このスタートアップ企業は、本税制の対象内となります。



スタートアップ企業要件に関するFAQ

(1/2)

① 対象法人要件

② スタートアップ企業要件

③ 出資要件

④ 手続

出資割合

Q1：出資の対象となるスタートアップ企業について、その株主構成に対する制限があるのか教えてください。

A：本税制では、未だ対象法人から多くの出資を受けていないスタートアップ企業を支援するため、出資（資本金の額の増加に伴う払込み）を行う時点において、発行済株式の総数の過半数を一つの法人及びその子・孫・曾孫会社で取得しているスタートアップ企業への出資は対象外となります。

また、複数の法人により、その発行済株式の総数の3分の2以上を取得されているスタートアップ企業も、対象外となります。ただし、法人がスタートアップ企業の株式をLPS又は民法上の組合を経由して保有している場合、その保有分は出資割合上限の算定から除きます。

さらに、申請者である対象法人（出資者）が議決権の過半数を有するスタートアップ企業も、対象外となります。この議決権の保有比率の判定において、LPS又は民法上の組合を経由して保有している議決権は、その議決権の数に対象法人（出資者）のそのLPS又は民法上の組合への出資割合を乗じて計算した数をその対象法人（出資者）が保有しているものとして判定します。

Q2：既に株式を保有しているスタートアップ企業から第三者割当増資を引き受けるなどして、出資割合が高くなった場合（例えば、過半数になった場合）、そのスタートアップ企業に対する追加出資は、本税制の対象となるか教えてください。

A：一つの法人が過半数の出資割合を有する又は申請者である対象法人（出資者）が議決権の過半数を有するスタートアップ企業への出資は、本税制の対象外となります。よって、その場合の追加出資も、再度出資割合が50%以下にならない限り、対象外となります。

対象出資先

Q3：本税制の対象となる出資先スタートアップ企業を、経済産業省が認定することになるのか教えてください。

A：経済産業省が対象となるスタートアップ企業を個別に認定することはありません。設立10年未満（要件を満たす場合に限り15年未満）の未上場企業であること、などの要件を満たすことについて、経済産業省が事後的に確認することになります。

スタートアップ企業要件に関するFAQ (2/2)

① 対象法人要件

② スタートアップ企業要件

③ 出資要件

④ 手続

新設法人

Q4 : 「既に事業を開始している」ことの要件を教えてください。

A : 対象法人の出資が、スタートアップ企業の設立出資でなく、例えば決算書などでスタートアップ企業が既に事業を行っていることが確認できれば、要件を満たしていることになります。

種類株

Q5 : 優先株式（議決権無し）を取得する場合であっても、本税制の利用は可能でしょうか。

A : 普通株式以外の種類株式を取得する場合であっても、本税制の利用は可能です。本税制では、株式である限り、普通株式も種類株式も同様の扱いをしています。

出資要件の概要

本税制では、オープンイノベーションに向けて、3年以上の株式の継続保有を見込んで、一定額以上の現金の払込みによりスタートアップ企業の新規発行株式を取得する行為が対象となります。

具体的には、以下の5点が要件となります。

出資要件の概要 ※詳細は次ページ以降を参照

- ① 資本金の増加を伴う現金による出資であること (P.19~21)
- ② 1件あたり1億円以上の出資であること (P.22)
※対象法人が中小企業の場合：1,000万円以上
スタートアップ企業が海外法人の場合：一律5億円以上
- ③ オープンイノベーションに向けた取組の一環で行われる出資であること (P.23~26)
- ④ 取得株式の3年以上の保有を予定していること
- ⑤ 純投資等を目的とする出資ではないこと (P.27~28)

(参考)

所得控除の上限額は、**1件あたり、12.5億円**

すなわち、1回の払込みの額のうち50億円までが税制対象となります。

また、一事業年度当たりの所得控除の上限額は、一定の算式により計算された所得の金額（所得基準額）※となります。

所得基準額の上限額は125億円ですので、所得控除の上限額は、オープンイノベーション促進税制（M&A型）と合算して、

一事業年度内あたり、125億円まで

すなわち、同じ事業年度内の株式取得価額はオープンイノベーション促進税制（M&A型）と合算して500億円までが税制対象となります。

※通算法人の場合、一定の算式により計算した通算グループ全体の所得の金額の合計額を損益通算前の所得の金額の比で配分した金額（調整前所得基準額）になります。

出資要件①：取得株式要件 (M&A (50%超の株式取得) の扱い)

① 対象法人要件

② スタートアップ企業要件

③ 出資要件

④ 手続

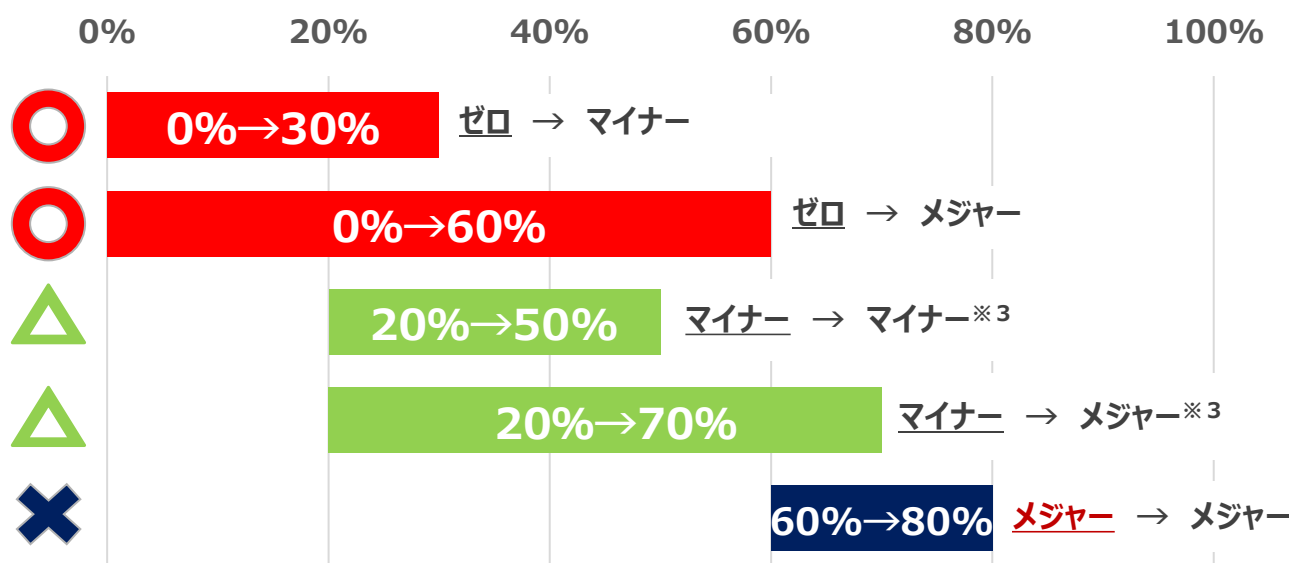
スタートアップ企業の株式を50%超取得する行為（いわゆるM&A）も対象となります。ただし、本税制の対象となるのは、新規増資の引受け（スタートアップ企業に対する払込み）分のみであることに留意ください。発行済株式の取得はオープンイノベーション促進税制（M&A型）で対象となる場合があります。

本税制では、マイノリティ出資に加えて、スタートアップ企業の株式を**50%超取得する行為（いわゆるM&A）も新規増資の引き受けの場合は対象**となります。例えば、下図のように、株式数保有比率が「0%→30%」「0%→60%」となるような出資行為は、全て対象となります。

一方で、**既に50%を超える株式数・議決権数を保有しているスタートアップ企業に対する追加出資**は、既に子会社である企業に対する支配の強化であるため、本税制の**対象外**となります。

また、出資前の自社の株式数保有比率が50%以下であっても、**他の法人と合わせた株式数保有比率が合計3分の2以上**の場合は、同様に**対象外**となります。

＜スタートアップ企業の株式取得のパターン＞※1、2



※1 スタートアップ企業への出資割合は「株式の総数」で判定します。

※2 対象法人が出資先のスタートアップ企業の**議決権の過半数を有している場合は対象外**です。

※3 **過去に同一のスタートアップ企業に対する出資でオープンイノベーション促進税制（新規出資型）の証明を受けている場合は対象外**です。ただし、この出資によって**議決権の過半数を有することになる場合は対象**となります。

出資要件①：取得株式要件 (普通株式以外の資金調達)

① 対象法人要件

② スタートアップ企業要件

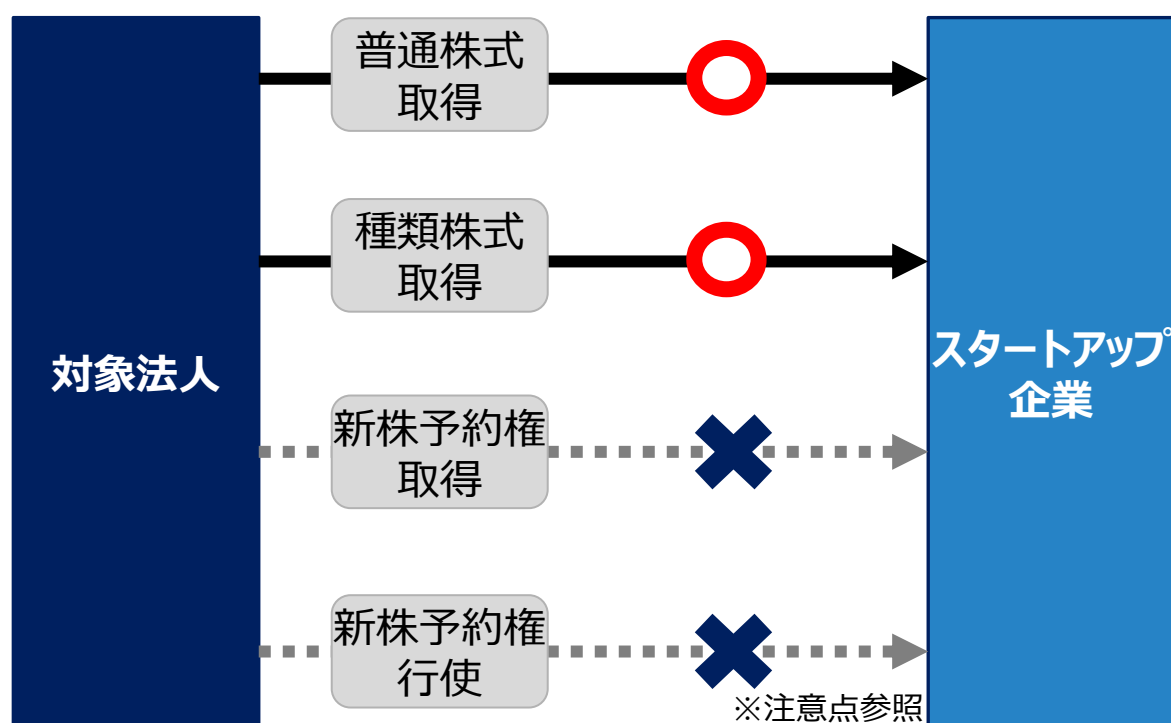
③ 出資要件

④ 手続

本税制は、対象法人による、資本金の増加に伴う金銭の払込みによりスタートアップ企業の株式を取得する行為を対象としています。

したがって、これらの条件を満たす株式であれば、普通株式のみならず、種類株式の取得も対象となります。

ただし、社債や新株予約権の取得は、株式の取得ではないため、対象外となります。



<注意点：新株予約権の行使>

- 新株予約権の行使によって株式を取得する場合は、通常の場合、対象外となります。（行使のタイミングで資本金の増加に伴う金銭の払込みが行われないため。）
- ただし、行使のタイミングで資本金の増加に伴う金銭の払込みが行われ、要件（出資規模・オープンイノベーション要件等）を満たす場合に限り、対象となります。

出資要件①：取得株式要件 (海外企業への出資)

① 対象法人要件

② スタートアップ企業要件

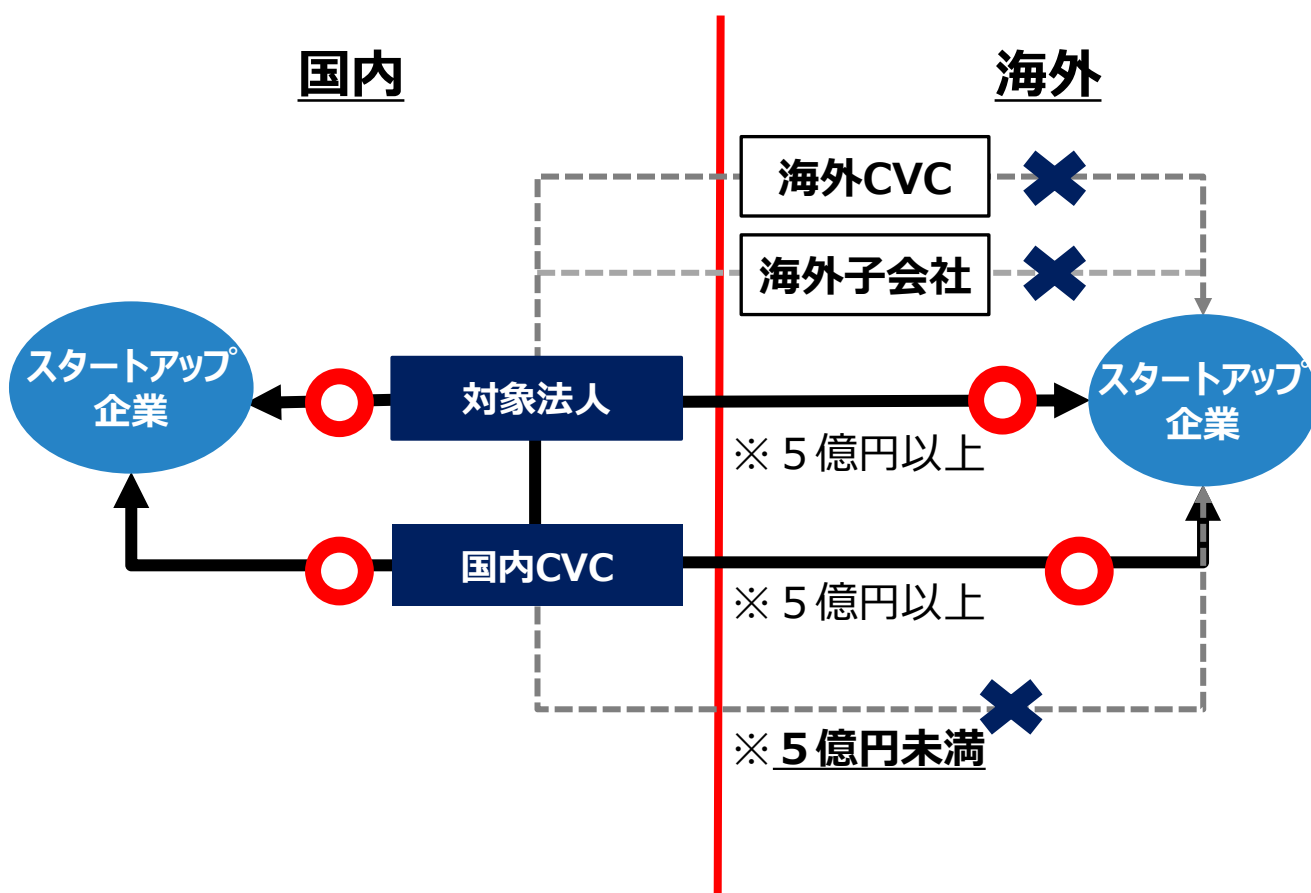
③ 出資要件

④ 手続

本税制では、海外のスタートアップ企業への出資も対象となりますが、1件当たりの出資額は一律5億円以上である必要があります。ただし、出資者は国内の対象法人又はその国内CVCである必要があります。

国内の対象法人が海外のスタートアップに一件あたり5億円以上の出資を行った場合は、本税制の対象内となります。

ただし、出資額が5億円以上であっても、海外に所在する子会社やCVCを経由した出資であれば、対象外となります。



出資要件②：1件あたりの出資額の下限

本税制では、

- ・ 対象法人が大企業の場合：1億円以上/件
 - ・ 対象法人が中小企業の場合：1,000万円以上/件
 - ・ スタートアップ企業が海外法人の場合：一律5億円以上/件
- である出資案件が対象となります。

なお、CVC経由の場合には、**「CVCからの出資金額×CVCへの出資割合」が下限額以上**である必要があります。

例1：大企業が51%出資するCVCから、
スタートアップ企業に1億円出資した
場合
(1億円×51% = 5,100万円)



対象外×

例2：大企業が51%出資するCVCから、
スタートアップ企業に2億円出資した
場合
(2億円×51% = 1億200万円)



対象○

＜注意点＞

完全支配関係にある親会社と子会社がスタートアップ企業に合計で1億円出資した場合（例えば、親会社5,000万円、子会社5,000万円）には、対象とはならない。

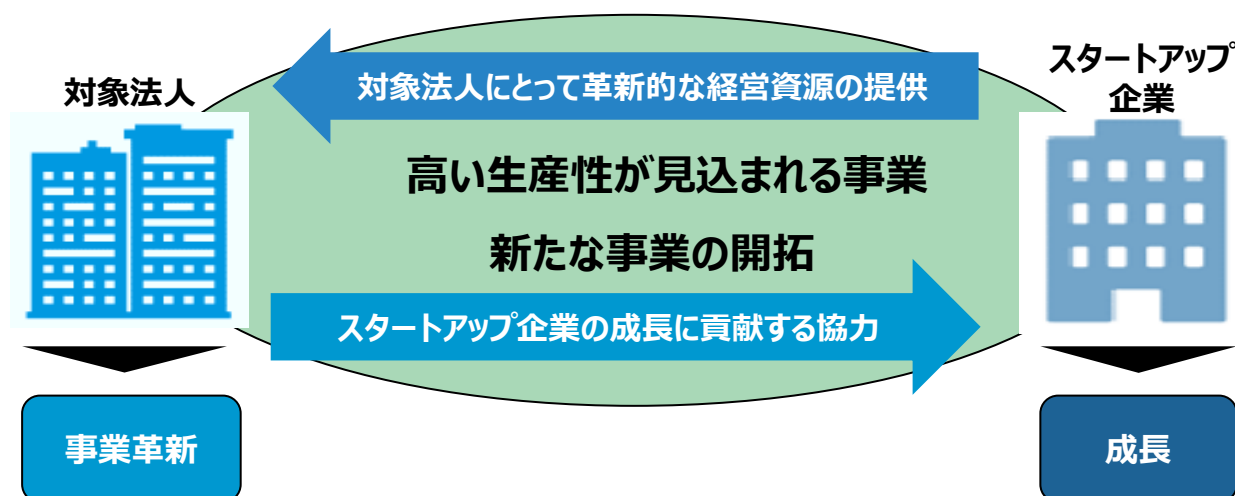
出資要件③：オープンイノベーション要件

本税制におけるオープンイノベーションとは、対象法人がスタートアップ企業の革新的な経営資源を活用して、高い生産性が見込まれる事業や新たな事業の開拓を目指す事業活動をいいます。

具体的には、以下の3点を満たす必要があります。

オープンイノベーション要件

- ① 対象法人が、高い生産性が見込まれる事業または新たな事業の開拓を目指した事業活動を行うこと
- ② ①の事業活動において活用するスタートアップ企業の経営資源が、対象法人にとって不足するもの、かつ革新的なものであること
- ③ ①の事業活動の実施にあたり、対象法人からスタートアップ企業にも必要な協力を行い、その協力がスタートアップ企業の成長に貢献するものであること



①から③の具体的な該当事例については、次のページ以降で紹介していきます。

※ オープンイノベーションに資する株式取得であることが必要なため、例えば投資契約に所謂「買戻し条項」が含まれており、対等な連携に依拠したオープンイノベーションの実施が確認できない場合、本税制の趣旨に反するものである可能性が高いと考えられます。

出資要件③：オープンイノベーション要件

(1) 事業活動の内容

① 対象法人要件

② スタートアップ企業要件

③ 出資要件

④ 手続

オープンイノベーション要件の1つ目として、既存事業の生産性を高めることや、新たな事業を開拓することを目指した事業活動であることが必要です。

よって、付加価値の向上を伴わず、単なる既存事業の量的拡大を目的とする出資は対象外となります。

例えば、以下ケースAは新たな付加価値の創出が認められますが、ケースBは何らそうした事実が確認できないため、ケースBは本税制の対象外となります。

ケースA→**対象**

- 【対象法人】国内市場向けの家具製造業を営む法人
- 【スタートアップ企業】家具のサブスクリプション事業を営む海外の企業
- 【出資目的】既存製品を海外市場で販売して現地の顧客データを収集することで、国内市場と異なるブランディングにより海外事業を拡大すること

既存製品の販売拡大ではあるものの、既存ビジネスとは大きく異なる市場環境においてブランド価値を変革することを伴うものであるため、「新たな事業の開拓」に**該当**

→○

ケースB→**対象外**

- 【対象法人】国内市場向けの家具製造業を営む法人
- 【スタートアップ企業】家具のサブスクリプション事業を営む国内の企業
- 【出資目的】：国内市場における、既存製品の販路拡大（申請内容だけではブランド価値の変革等新たな付加価値の創出が認められないもの）

既存製品の販売拡大であり、顧客に対して提供する価値にも何ら変化が見られないため、「新たな事業の開拓」には**該当しない**

→×

<注意点>

事業再生や企業救済のみを目的とする出資も、この要件を満たさない出資となります。

出資要件③：オープンイノベーション要件

(2) スタートアップ企業の経営資源

① 対象法人要件

② スタートアップ企業要件

③ 出資要件

④ 手続

オープンイノベーション要件の2つ目として、P.23の要件①の事業活動において活用するスタートアップ企業の経営資源が、対象法人にとって不足するもの、かつ革新的なものであることが必要です。

具体的には、スタートアップ企業の経営資源について、以下2つの条件を満たす必要があります。

条件1：対象法人にとって不足する経営資源であること

条件2：対象法人にとって革新的な経営資源であること

例えば、以下ケースCは上の条件を2つとも満たし、ケースDは条件2を満たさないため、ケースDは本税制の対象外となります。

ケースC→対象

- 【対象法人】縫製業を営む法人
- 【スタートアップ企業】先端素材の開発に成功した企業
- 【出資目的】スタートアップ企業の先端素材を用いた新商品の開発・販売に初めて取組む

<条件1>

先端素材は対象法人にとって不足するもの→○

<条件2>

先端素材を用いた商品開発の実績はないため、対象法人にとって革新的な経営資源である→○

ケースD→対象外

- 【対象法人】縫製業を営む法人
- 【スタートアップ企業】対象法人が現に使用する衣服製造機械のうち大半を過去5年間納入してきた企業
- 【出資目的】従来の取引における信頼関係の強化

<条件1>

スタートアップ企業が有する縫製品製造機械は、対象法人にとって不足するもの→○

<条件2>

スタートアップ企業が有する縫製品製造機械は、対象法人が既に広く使用しているものであり、革新的な経営資源とは認められない→×

出資要件③：オープンイノベーション要件

(3) スタートアップ企業への協力

① 対象法人要件

② スタートアップ企業要件

③ 出資要件

④ 手続

オープンイノベーション要件の3つ目として、P.23の要件①の事業活動の実施にあたり、対象法人からスタートアップ企業にも必要な協力をを行い、その協力がスタートアップ企業の成長に貢献するものであることが必要です。

具体的には、対象法人が行う協力について、以下2つの条件を満たす必要があります。

条件1：要件①の事業活動の実施に係るものであること

条件2：スタートアップ企業の成長に貢献するものであること

例えば、以下ケースEは上の条件を2つとも満たし、ケースFは少なくとも条件1を満たさないため、ケースFは本税制の対象外となります。

ケースE→対象

- 【対象法人】自動車製造業を営む法人
- 【スタートアップ企業】自動運転用OSの開発に取組む企業
- 【協力内容】対象法人が安全装置開発のために蓄積してきた自動車事故のデータの提供
- 【出資目的】自動運転事業への進出

<条件1>

出資主体のデータの提供によるOS改善は、自動運転事業への進出という出資目的に係る→○

<条件2>

対象法人のデータはスタートアップ企業のOS開発にとって重要であり、その成長に貢献するもの→○

ケースF→対象外

- 【対象法人】自動車製造業を営む法人
- 【スタートアップ企業】自動運転用OSの開発に取組む企業
- 【協力内容】対象法人の社員である弁護士をスタートアップ企業に出向させ、スタートアップ企業が抱える労務問題の解決を図る
- 【出資目的】自動運転事業への進出

<条件1>

スタートアップ企業の労務問題の解決は、自動運転事業への進出という出資目的と関係がない→×

<条件2>

労務問題の解消がスタートアップ企業の成長に貢献するかは不明確であるため、追加調査が必要→△

<注意点> スタートアップの成長に向けて必要な協力を行うためには、適切な協力体制や社会的信用等が備わっていることが重要であり、そうした体制等が十分ではないと判断される場合には本税制の対象外となることがあります。

出資要件⑤：純投資その他の 株式投資でないこと（１／２）

① 対象法人要件

② スタートアップ企業要件

③ 出資要件

④ 手続

本税制は、オープンイノベーションの促進を目的としているため、純投資やそれに類似するような出資、具体的には次のいずれかのみを目的とした出資は、本税制の対象外となります。

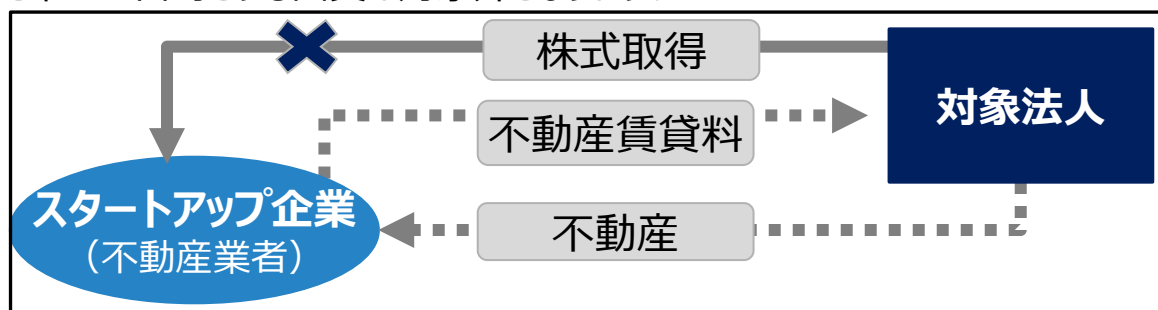
- ① スタートアップ企業の株式を将来売却することにより利益を受けること
- ② スタートアップ企業から将来配当を受けること
- ③ 投資契約を結んだ後、スタートアップ企業への継続的関与を伴わずにスタートアップ企業から利益（物品リース料、不動産賃貸料、金融商品等の取引による運用益など）を受けること

＜注意点＞

①～③が出資目的の一部に含まれるだけであれば、対象から除外されません。

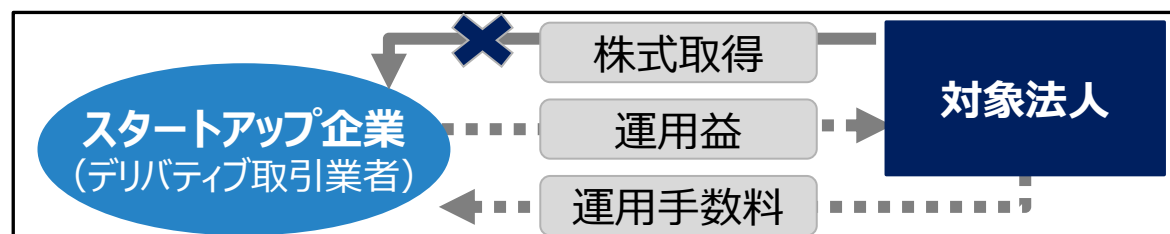
ケースG→対象外

対象法人が、出資先のスタートアップ企業に不動産を貸し出し、スタートアップ企業がその不動産を使った事業を行うことで対象法人に賃貸料を支払う場合、これを唯一の目的とする出資は対象外となります。



ケースH→対象外

対象法人が、出資先のスタートアップ企業に運用手数料を支払い、スタートアップ企業がその手数料を元手にデリバティブ取引を行うことで対象法人に運用益を支払う場合、これを唯一の目的とする出資は対象外となります。



出資要件⑤：純投資その他の 株式投資でないこと（2 / 2）

① 対象法人要件

② スタートアップ企業要件

③ 出資要件

④ 手続

ケースI→対象

- 【対象法人】不動産所有者
- 【スタートアップ企業】不動産仲介用ウェブサービス事業を行う企業
- 【出資目的】スタートアップ企業が有するウェブサイト上に、3年間にわたり自社物件を掲載した上で、当該ウェブサイト上の顧客データを基に掲載方法を工夫したり、オンライン広告事業の拡大を図る。



<目的①>

取得した株式の売却による利益を目的としていない→○

<目的②>

配当益を受けること以外の目的がある→○

<目的③>

出資後の継続的な関与が確認でき、また新たな収入源を確保することを目的としている→○

ケースJ→対象外

- 【対象法人】不動産所有者
- 【スタートアップ企業】不動産仲介用ウェブサービス事業を行う企業
- 【出資目的】スタートアップ企業が有するウェブサイト上に、3年間にわたり自社物件を掲載することで、不動産賃貸料を得ることが唯一の出資目的。ただし掲載後継続的関与は認められない。



<目的①>

取得した株式の売却による利益を目的としていない→○

<目的②>

配当益を受けること以外の目的がある→○

<目的③>

継続的関与が確認できず、また不動産賃貸料を得ることが唯一の出資目的→×

出資要件に関するFAQ (1 / 2)

① 対象法人要件

② スタートアップ企業要件

③ 出資要件

④ 手続

オープンイノベーション要件

Q1 : オープンイノベーション要件について教えてください。

A : オープンイノベーション要件としては、以下の3点について申請者にご説明頂き、経済産業省が確認を行うこととしています。要件確認のため、必ず経済産業省に案件概要スライドを送付し、事前相談を行ってください。事前相談は本申請までに余裕をもって行ってください。

- ① 高い生産性が見込まれる事業または新たな事業の開拓を目指した事業活動であること
- ② ①において活用するスタートアップ企業の経営資源が、対象法人にとって不足するもの、かつ革新的なものであること
- ③ ①の実施にあたり、対象法人からスタートアップ企業にも必要な協力を行い、その協力がスタートアップ企業の成長に貢献するものであること

Q2 : 「自らの経営資源以外の経営資源を活用し、高い生産性が見込まれる事業を行うこと又は新たな事業の開拓を行うことを目指す」という基準の意味するところについて、具体的に教えてください。

A : これらの基準は、多様なオープンイノベーションの形を支援すべきという趣旨に鑑み、外形的な定量基準を含まないものとなっています。
したがって、具体的な事例における運用については、経済産業省にご相談ください。

Q3 : 海外企業への出資に際する出資額の扱いについて、外貨換算方法を含めて教えてください。

A : 払込日時点の為替相場に基づき日本円に換算された金額が5億円以上となっていれば、本税制の対象となります。

Q4 : 1億円以上の出資とありますが、例えば分割出資して累計額が1億円になる場合の取り扱いはどうなるのでしょうか。

A : 1回の払込みの金額が1億円以上である出資が対象となるため、分割出資により累計額が1億円となる場合、本税制の対象とはなりません。

出資要件に関するFAQ (2/2)

① 対象法人要件

② スタートアップ企業要件

③ 出資要件

④ 手続

税制対象期間

Q5: いつからいつまでの期間に行われた出資が対象となるのでしょうか。

A: 令和2年4月1日から令和6年3月31日までの間に行われた出資が対象となります。(ただし、令和5年度税制改正に伴い、一部要件が変更となっていることから、本ガイドライン(C)では令和5年4月1日以降の出資を対象に要件等を説明しております。)

なお、出資が行われた日は、以下のとおりとなります。

- ① 払込み期日が定められている場合、その払込み期日が出資日となります。
- ② 払込みの期間が定められている場合、実際に払込みが行われた日が出資日となります。

Q6: ガイドラインが複数ありますが、どれを参照すればよいのでしょうか。

A: 出資日によって参照するガイドラインが異なります。以下を参考にしてください。

申請ガイドライン(A) 2020年4月～2022年3月までの出資

申請ガイドライン(B) 2022年4月～2023年3月までの出資

申請ガイドライン(C) 2023年4月～2024年3月までの出資

※2023年4月～2024年3月までに行ったM&A(発行済株式を購入により取得し、議決権の過半数を有することとなった場合)については、オープンイノベーション促進税制(M&A型)の申請ガイドラインを参照してください。

その他

Q7: 既に株式を保有しているスタートアップ企業に対する追加出資において、本税制を活用する上での留意点はあるのでしょうか。

A: 既に株式を保有しているスタートアップ企業に対する追加出資であっても、要件を満たす場合には対象になります。ただし、以下について留意する必要があります。

- ① 既に議決権の過半数を有しているスタートアップ企業に対する追加出資は対象外
- ② 過去にオープンイノベーション促進税制(新規出資型)の証明を受けている場合、当該証明を受けた出資先企業(スタートアップ企業)に対する追加出資は対象外(令和5年4月1日以降の追加出資のみ)。ただし、追加出資によって議決権の過半数を有することになる場合に限り対象。

税制の適用を受けるための手続

- ①対象法人要件 (P.3～10)
- ②スタートアップ企業要件 (P.11～17)
- ③出資要件 (P.18～30)

を満たした、対象法人によるスタートアップ企業への出資については、その取得したスタートアップ企業の株式の取得価額の25%を、出資を行った年度の所得から控除（損金算入）することができます。

- ◆ 出資が各要件を満たすことについて、経済産業大臣の定める様式にしたがって必要事項を記載し、出資を行った事業年度末に、経済産業大臣に証明書の交付を求めてください。
- ◆ 証明書の交付申請に当たっては、P.47以降で説明する各種様式を作成し、経済産業省に提出してください。申請の方法については、gBizIDによる電子申請が原則となっています（P.75参照）。
- ◆ また、所得控除を受けるためには、対象となる取得株式の取得価額の25%以下の金額を、スタートアップ企業別に、**特別勘定を設ける方法により経理**する必要があります（P.33参照）。
- ◆ **所得控除の上限額は、1件あたり、12.5億円**
すなわち、1回の払込みの額のうち50億円までが税制対象となります。

また、一事業年度当たりの所得控除の上限額は、一定の算式により計算された所得の金額（所得基準額）※となります。

所得基準額の上限額は125億円ですので、所得控除の上限額は、オープンイノベーション促進税制（M&A型）と合算して、

一事業年度内あたり、125億円まで

すなわち、同じ事業年度内の株式取得価額はオープンイノベーション促進税制（M&A型）と合算して500億円までが税制対象となります。

※通算法人の場合、一定の算式により計算した通算グループ全体の所得の金額の合計額を損益通算前の所得の金額の比で配分した金額（調整前所得基準額）になります。

税制の適用を受けるための手続フロー

① 対象法人要件

② スタートアップ企業要件

③ 出資要件

④ 手続

本申請より前
(出資前後いずれ
かのタイミング)

経済産業省への事前相談※

※本申請の前に必ず事前相談を行ってください。
内容に不備がなければ、30～60日を目途に回答します。

スタートアップ企業への出資

本申請より前
(出資前後いずれ
かのタイミング)

経済産業省への事前相談※

事業年度末日の
60日前～30日後

経済産業大臣への証明書交付申請（本申請）

その年度の出資に関する様式 1 ～ 4 と別表及び
案件概要スライドをまとめて提出

申請から
60日以内に交付

経済産業大臣による証明書の交付

様式 5 と別表を交付（所得控除可能額を別表に記載）

税務申告

様式 5、別表及び法人税申告書別表を税務署に提出

特別勘定の経理

所得控除を受けるためには、対象となる取得株式（特定株式）の25%以下の金額を、**特別勘定の金額として経理*する必要があります。**

*税制の適用の前提として、特別控除額の管理について会計上の受入れを要請するものですので、損金経理に限るものではありません。したがって、例えば、利益剰余金の処分により目的積立金を積み立てることなどが、これに該当します。

なお、利益剰余金の処分による目的積立金（特別勘定）の積立ては、**法令の規定に基づく剰余金の増加項目に該当する**ため、株主総会の決議は不要です。（会社法第452条、会社計算規則第153条第2項）

事例

40億円出資を行い、25%の10億円の所得控除を受けるため、目的積立金（特別勘定）を計上する場合。

会計上の仕訳イメージ

繰越利益剰余金 10 / 目的積立金（特別勘定） 10

株主資本等変動計算書イメージ

	株主資本	
	利益剰余金	
	目的積立金 （特別勘定）	繰越利益剰余金
当期変動額		
目的積立金（特別勘定）積立て	10	△10

<注意点>

具体的な会計処理については、公認会計士・税理士等にご相談ください。

出資後 3 年間にわたる特別勘定の扱い

本税制については、スタートアップ企業との継続的なオープンイノベーションを目的として行う対象法人の出資に対して税制上の特例を認めるものであるため、対象法人は、対象となる取得株式について、3年以上の保有を予定していることが必要です（P.18参照）。

したがって、対象法人が税制の適用を受けるため、当該取得株式に関して特別勘定を設けた場合、その株式取得の日から**3年間は特別勘定を維持する必要があります**。

このため、3年以内に対象法人が**任意に特別勘定を取り崩した場合**、その取り崩した金額は、取り崩した事業年度において**益金算入**する必要があります。

このほか、3年の間に対象法人がスタートアップ企業との**オープンイノベーションを継続していると認められない等の場合**（P.36参照）には、特別勘定を取り崩さなければならず、その取り崩した金額は、取り崩した事業年度において**益金算入**する必要があります。

- ◆ 所得控除を行った翌事業年度以降も、3年間、対象である取得株式の保有を継続し特別勘定を維持していること、引き続きスタートアップ企業とのオープンイノベーションに向けて取組んでいることについて、経済産業大臣の定める様式に従って必要事項を記載し、毎事業年度末に、経済産業大臣に継続証明書の交付を求めてください。
- ◆ 当該取得株式の取得日から3年経過した日を含む事業年度における継続証明書の交付を受けた場合は、その後の事業年度において特別勘定を取り崩したとしても、その取り崩した金額を益金算入する必要はありません。

税制の適用後3年間の手続フロー

① 対象法人要件

② スタートアップ企業要件

③ 出資要件

④ 手続

継続証明書の交付申請では、
経済産業省への事前相談は原則不要※

※特別勘定を取り崩した場合は必ず事前相談を行ってください。

事業年度末日の
60日前～30日後

経済産業大臣への継続証明書交付申請
→前年度以前の出資に関する様式8と別表をまとめて提出

経済産業大臣からの追加書類提出の依頼
(オープンバージョンの継続を確認するために求める場合あり)

申請から
60日以内に交付

経済産業大臣による継続証明書の交付
→様式9と別表を交付
※継続証明書は税務申告時の添付は不要です

株式取得日から3年経過した日を含む事業年度末まで、
毎事業年度末に同様の手続を行う

株式取得日から3年経過した日を含む事業年度末

経済産業大臣による継続証明書の交付

株式取得日から3年経過した日より後に
特別勘定の取崩しがあったとしても、
その取り崩した金額を益金算入する必要はありません。

オープンイノベーションの継続が確認できない等の場合における対応

オープンイノベーションの継続が確認できない等の理由により特別勘定を取り崩さなければならない場合とは、以下のとおりです。

ただし、例外的に一部取崩しを認める場合があります（次ページ以降参照）。以下の事由に該当する可能性が生じた際は、速やかに経済産業省にご連絡ください。

- ① 対象法人が青色申告書の提出の承認が取り消された／青色申告取りやめの届出を行った
- ② 対象法人が、自身を子法人とする税制非適格の株式交換等を行った※¹
- ③ 対象法人が通算制度の開始、通算制度への加入又は通算制度からの離脱等に伴う時価評価の対象となる法人に該当する場合※²
- ④ 対象法人が税制非適格の合併をし、合併法人に対象である取得株式を移転した
- ⑤ CVC経由で出資しており、CVCの出資比率に変更が生じた
- ⑥ 対象法人又はスタートアップ企業が解散した※³
- ⑦ 経済産業大臣からの継続証明書が交付されなかった※⁴
 - オープンイノベーション要件を満たさなくなった
 - 虚偽の申請が行われた
 - 変更等の所要の手続きを行わなかった
- ⑨ 対象である取得株式を譲渡した※³
- ⑩ 対象である取得株式の帳簿価額を減額した※⁵
- ⑪ スタートアップ企業から配当を受けた

- ※¹ 税制非適格であっても、100%親子関係がある場合の株式交換・株式移転は除かれます。また、特別勘定が1,000万円未満である場合は取り崩す必要はありません。
- ※² 特別勘定が1,000万円未満である場合は取り崩す必要はありません。
- ※³ 対象法人が合併法人としてスタートアップ企業を吸収合併した場合を除きます。
- ※⁴ 継続証明書の交付は株式取得日から3年経過した日を含む事業年度末まで行います。
- ※⁵ 分割型分割及び株式分配によるものを含みます。

一部取り崩しが行われる場合における対応 (概要)

3年以内に以下の取り崩し事由に該当することとなった場合、具体的には以下のとおり対応していただくこととなります。

① 対象法人要件

② スタートアップ企業要件

③ 出資要件

④ 手続

取崩し事由

対応

① 特定株式を一部譲渡した

原則：譲渡したものの割合に応じて益金算入（P.38参照）

例外①：税制対象案件において取得した株式の簿価が50億円を超過していた場合、その超過分から先に売却したこととみなす（P.39参照）

例外②：税制対象案件以前に取得した同一銘柄の株式を保有していた場合、その保有分から先に売却したこととみなす（P.40参照）

② 特定株式の税務上の簿価を減額した

・減額した税務上の簿価が取得価額に占める割合を、損金算入額に乗じて得た額を益金算入する（P.41参照）

③ 資本剰余金を原資とした、特定株式に係る配当を受けた

・次のaとbの合計額を益金算入する（P.44参照）

a. 1株あたりの資本剰余金減少額に対象法人による取得株式総数を乗じ、さらに25%を乗じて得た額

b. a.の配当により取得株式の帳簿価額を減額し、その減額した金額が継続証明書（別表）に記載される場合には、その金額の25%を乗じて得た額

④ 利益剰余金を原資とした、特定株式に係る配当を受けた

・年間配当額がその株式の税務上期末簿価に占める割合が2%以下である場合、益金算入は行わず、損金算入分はそのまま維持される

・年間配当額がその株式の税務上期末簿価に占める割合が2%を上回る場合、年間配当額が取得価額に占める割合のうち2%を上回る部分を、損金算入額に乗じて得た額を益金算入する（P.45参照）

⑤ 本税制の利用に際し経理した特別勘定の額を、任意に取り崩した

・任意に取り崩した金額を益金算入する

例①：特定株式を一部譲渡した後、特別勘定の取崩しが必要となる場合

① 対象法人要件

② スタートアップ企業要件

③ 出資要件

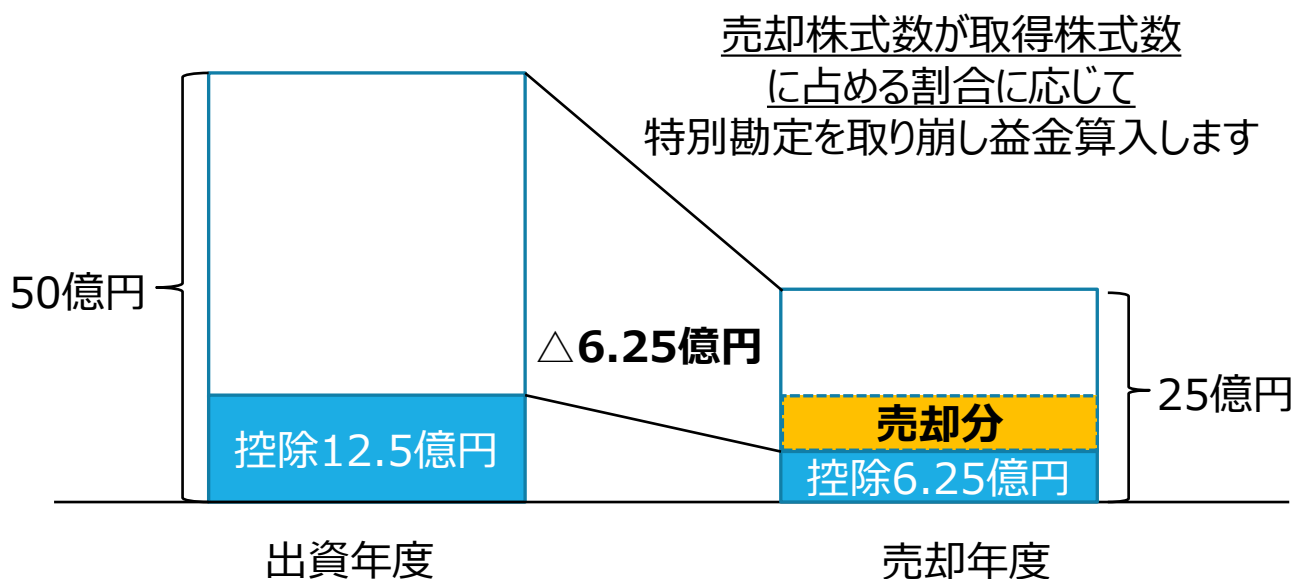
④ 手続

初年度に50億円出資し、12.5億円の所得控除を受けた後、3年以内に25億円分の株式を売却した場合では、6.25億円について特別勘定を取り崩し、益金算入する必要があります。

<計算式>

租税特別措置法施行令第39条の24の2第9項第1号に基づき、以下のとおり計算

$$\text{特別勘定取崩し額} = (\text{売却株式数} \div \text{取得株式数}) \times \text{所得控除額（特別勘定額）}$$



例外①：特定株式を一部譲渡した際、特別勘定の取崩しが不要となる場合

① 対象法人要件

② スタートアップ企業要件

③ 出資要件

④ 手続

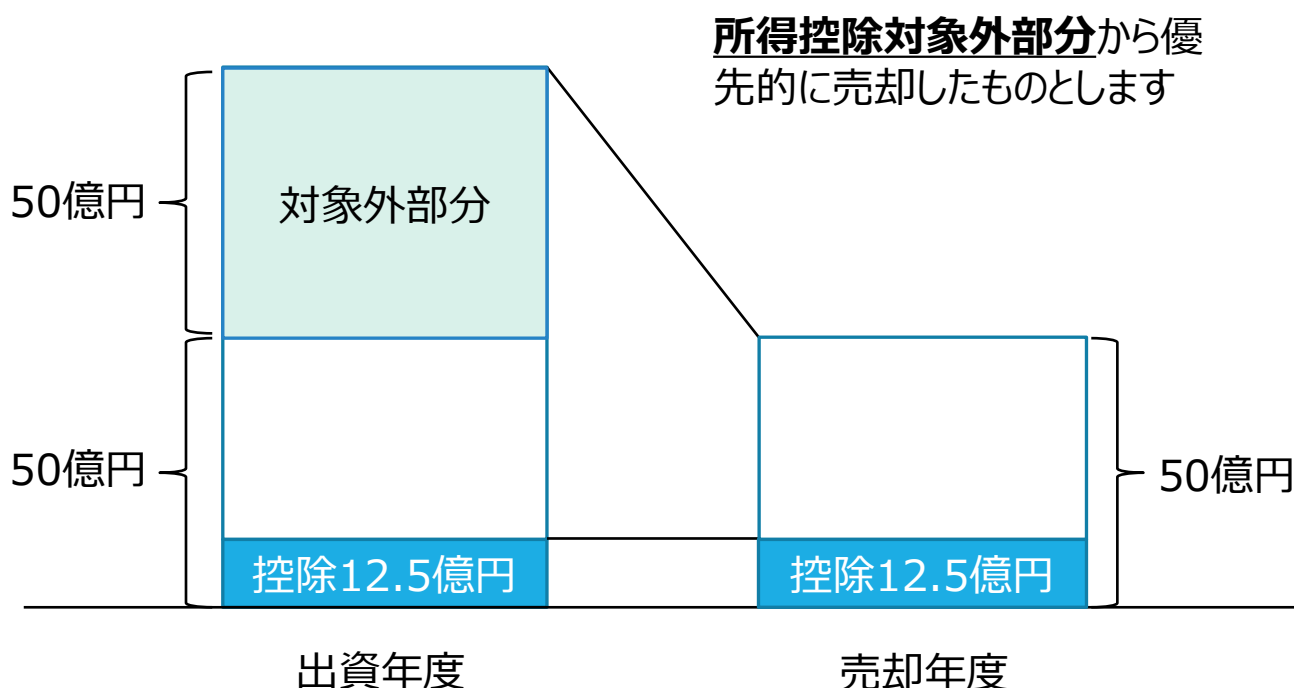
初年度に100億円出資し、12.5億円の所得控除を受けた後、50億円分売却した場合では、本税制の対象外部分である50億円から優先的に売却したとすることも可能であり、この場合は、益金算入額は0円となります。

＜計算式＞

共同化継続証明書（別表）において、以下のとおり計算された金額を特別勘定取崩し額として記載

特別勘定取崩し額

$$= \{ [\text{売却株式数} - (\text{取得株式数} - 50\text{億円分の株式数})] \div 50\text{億円分の株式数} \} \times \text{所得控除額}$$



※ P.31のとおり、1件当たり所得控除対象出資額は50億円までです。

例外②：特定株式を一部譲渡した際、特別勘定の取崩しが不要となる場合

① 対象法人要件

② スタートアップ企業要件

③ 出資要件

④ 手続

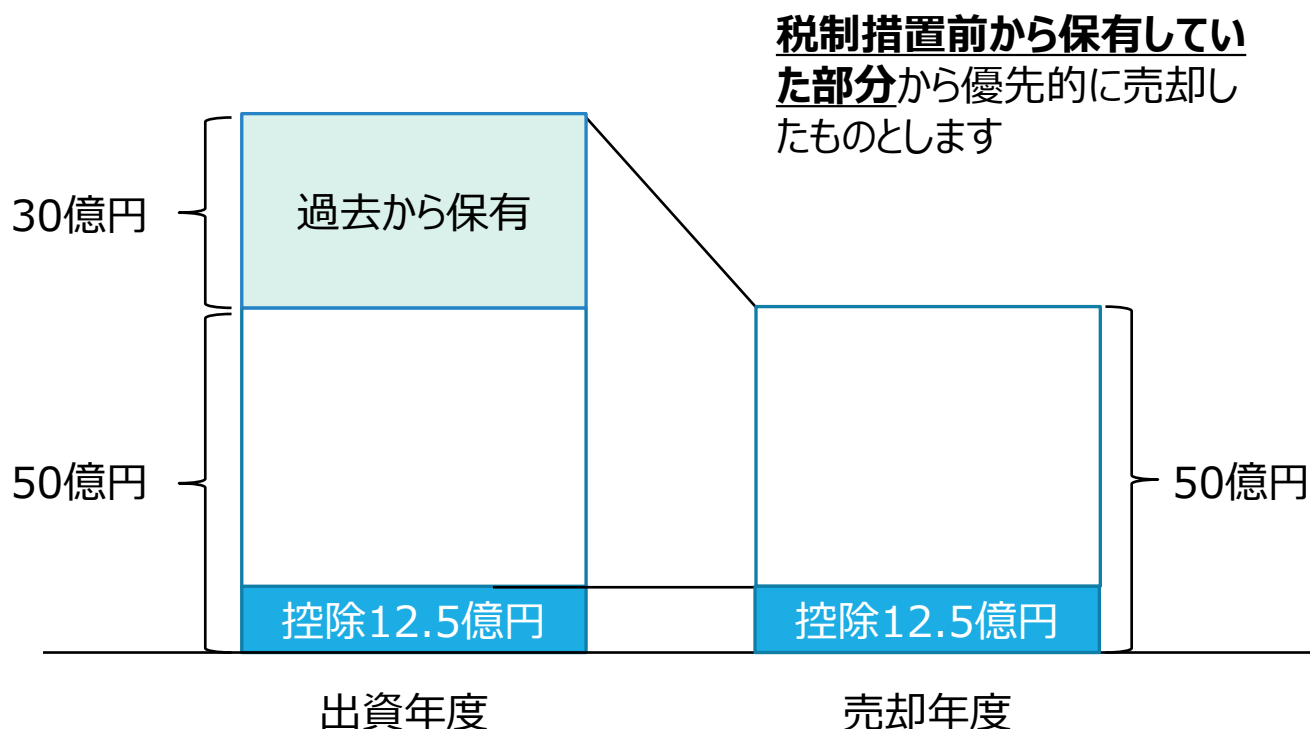
税制措置を利用する前から30億円分の株式を保有し、その後本税制を利用して同じ銘柄の株式を50億円取得し12.5億円の所得控除を受けた場合では、税制措置前から保有していた30億円分から優先的に売却したものとみなします。

<計算式>

継続証明書（別表）において、以下のとおり計算された金額を特別勘定取崩し額として記載

特別勘定取崩し額

$$= \{ [\text{売却株式数} - (\text{保有株式数} - 30\text{億円分の株式数})] \div 30\text{億円分の株式数} \} \times \text{所得控除額}$$



例②：帳簿価額の減額による 特別勘定の取崩しの場合

初年度50億円出資して12.5億円の所得控除を受け、後に税務上の帳簿価額を25億円分減額した場合は、帳簿価額の減額分の25%について特別勘定を取り崩し、益金算入する必要があります。

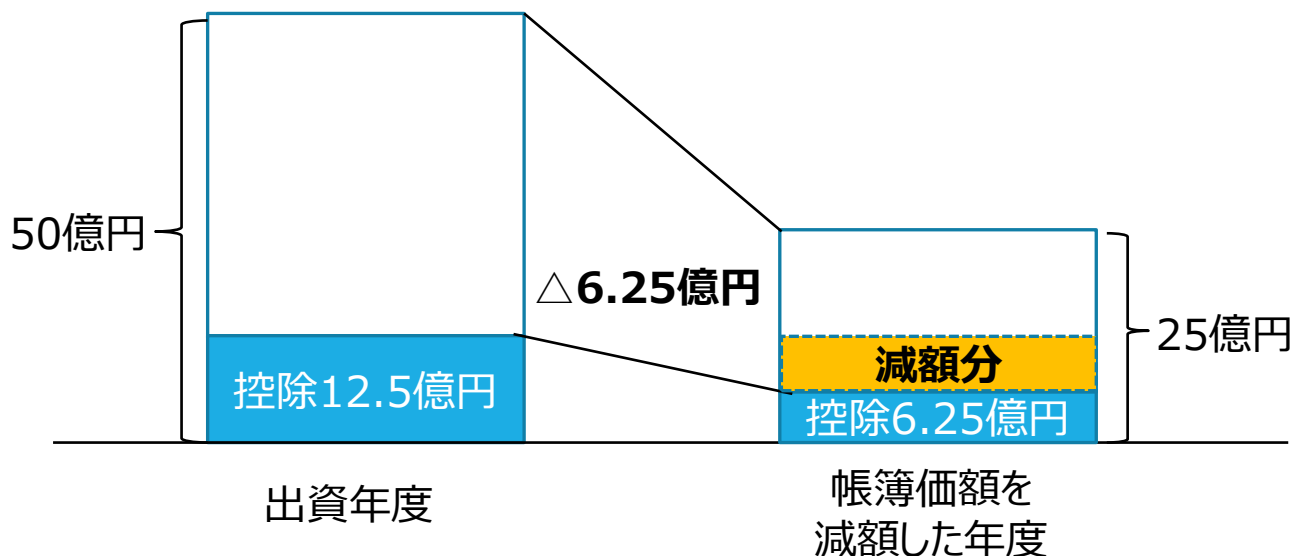
<計算式>

租税特別措置法施行令第39条の24の2第11項第1号に基づき、以下のとおり計算

特別勘定取崩し額

$$= (\text{帳簿価額の減額額} \div \text{取得価額}) \times \text{所得控除額}$$

税務上の帳簿価額の減額25億円 $\div$ 50億円 $\times$ 12.5億円
= 6.25億円分だけ特別勘定を取り崩し、益金算入します



<注意点>

分割型分割や株式分配により、対象である取得株式の帳簿価額を減額した場合は、上記の計算式とは別に、租税特別措置法施行令第39条の24の2第11項第2号・第3号に定める計算式によって、特別勘定取崩し額の計算を行います。

(参考) 帳簿価額の減額

対象である取得株式の帳簿価額の減額については、あくまでも「**税務上の**」帳簿価額の減額であり、いわゆる「**会計上の株式減損**（帳簿価額の減額）」ではありません。

会計上株式減損が行われ、税務上の帳簿価額の減額も認められる場合

法令解釈通達 第3款 有価証券の評価損 9-1-9

（市場有価証券等以外の有価証券の発行法人の資産状態の判定）

9-1-9 令第68条第1項第2号ロ《市場有価証券等以外の有価証券の評価損の計上ができる事実》に規定する「有価証券を発行する法人の資産状態が著しく悪化したこと」には、次に掲げる事実がこれに該当する。

(1) 当該有価証券を取得して相当の期間を経過した後に当該発行法人について次に掲げる事実が生じたこと。

イ 特別清算開始の命令があったこと。

ロ 破産手続開始の決定があったこと。

ハ 再生手続開始の決定があったこと。

ニ 更生手続開始の決定があったこと。

(2) 当該事業年度終了の日における当該有価証券の発行法人の1株又は1口当たりの純資産価額が当該有価証券を取得した時の当該発行法人の1株又は1口当たりの純資産価額に比しておおむね50%以上下回ることとなったこと。

※会計上の株式減損が行われた場合でも、税務上の帳簿価額の減額が認められるとは限らない点にご注意ください。上記の他、法令解釈通達 9-1-11（価額の回復可能性の判断など）も対象となります。詳細については、以下のウェブサイトをご参照ください。

https://www.nta.go.jp/law/tsutatsu/kihon/hojin/09/09_01_03.htm



(参考)

配当による特別勘定の取崩しの考え方

スタートアップ企業は通常、資金を自己成長のために振り向け、企業価値向上を目指すため、基本的に大きな配当はしないと考えられます。

したがって、配当を行った場合には、経済産業大臣の証明書の交付にあたり、**オープンイノベーションの継続性が確認できた場合**には、配当の内容を確認します。

そして、配当の内容によっては、以下のとおり特別勘定の一部を取り崩し、益金算入する必要があります。

配当についてはその原資により、本税制が適用されている各取得株式について、以下のパターンで特別勘定の取崩しを整理しています。

<配当原資が**資本剰余金**の場合>

資本剰余金からの配当は**出資の払戻し（資本取引）**であり、スタートアップ企業への資金供給を促す制度趣旨と乖離するため、租税特別措置法の規定に基づき、以下の金額が当該事業年度に益金算入する必要があります。

（1株あたりの資本剰余金減少額

×対象法人による取得株式総数）×25%

※上記配当により取得株式の帳簿価額を減額し、その減額した金額が継続証明書（別表）に記載される場合には、その金額の25%相当額を上記に加えて益金算入する必要があります。

<配当原資が**利益剰余金**の場合>

配当により当然には特別勘定の取崩し事由とはなりません。

ただし、**（年間配当額/帳簿価額）が2%を超える場合**には、以下のとおり計算された金額が、特別勘定取崩し額として継続証明書に記載されることとなります。

※配当利回り2%は、上場株式市場平均に近い、未上場会社であるスタートアップ企業に通常求められない水準であり、これを超える規模の配当は出資側に対しての元本資金回収とも考えられるためです。

〔年間配当金額－（帳簿価額×2%）〕×25%

例③：資本剰余金を原資とした配当による 特別勘定の取崩しの場合

① 対象法人要件

② スタートアップ企業要件

③ 出資要件

④ 手続

初年度50億円（1万株）出資して12.5億円の所得控除を受けた後、資本剰余金を原資とした配当を5億円受けた場合では、配当額5億円の25%が益金算入されます。

<計算式>

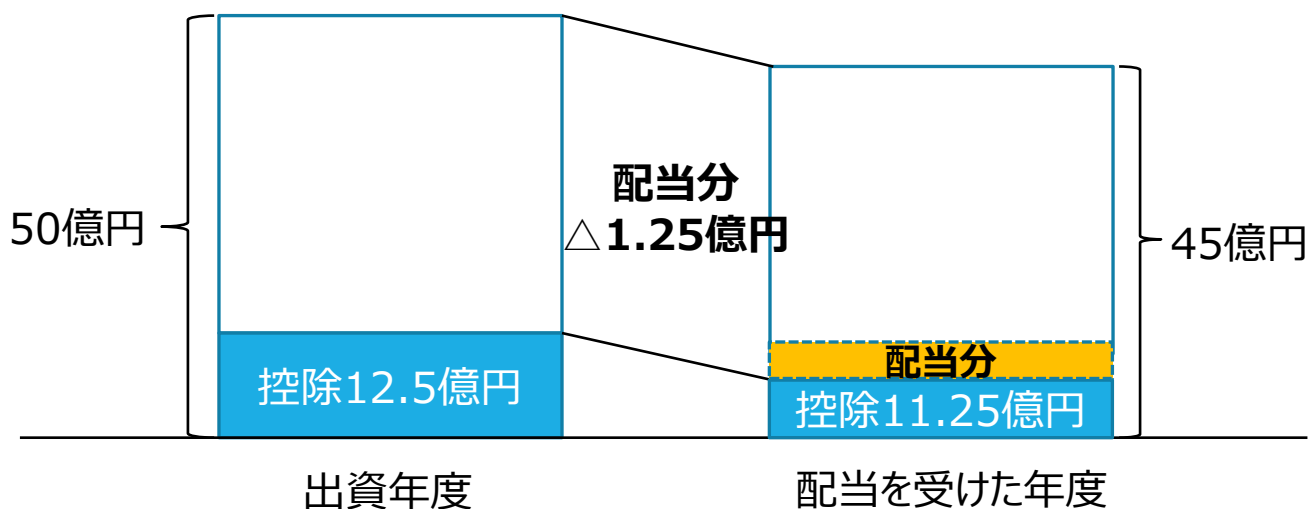
租税特別措置法施行令第39条の24の2第10項第1号に基づき、以下のとおり計算されます。

特別勘定取崩し額

$$= (1 \text{ 株あたりの資本剰余金減少額} \times \text{対象法人による取得株式総数}) \times 25\%$$

※上記配当により取得株式の帳簿価額を減額し、その減額した金額が継続証明書（別表）に記載される場合には、その金額の25%相当額を上記に加えて益金算入する必要があります。

1株あたりの資本剰余金減少額 **5万円** × **1万株** × **25%**
= 1.25億円だけ特別勘定を取り崩し、益金算入します



例④：利益剰余金を原資とした配当による 特別勘定の取崩しの場合

① 対象法人要件

② スタートアップ企業要件

③ 出資要件

④ 手続

初年度に50億円分の株式を取得し12.5億円の所得控除を受けた後、利益剰余金を原資とした配当を5億円受けた場合では、年間配当額/帳簿価額が2%を超えるため、配当額から帳簿価額の2%（1億円）を控除した金額（4億円）の25%が益金算入されます。

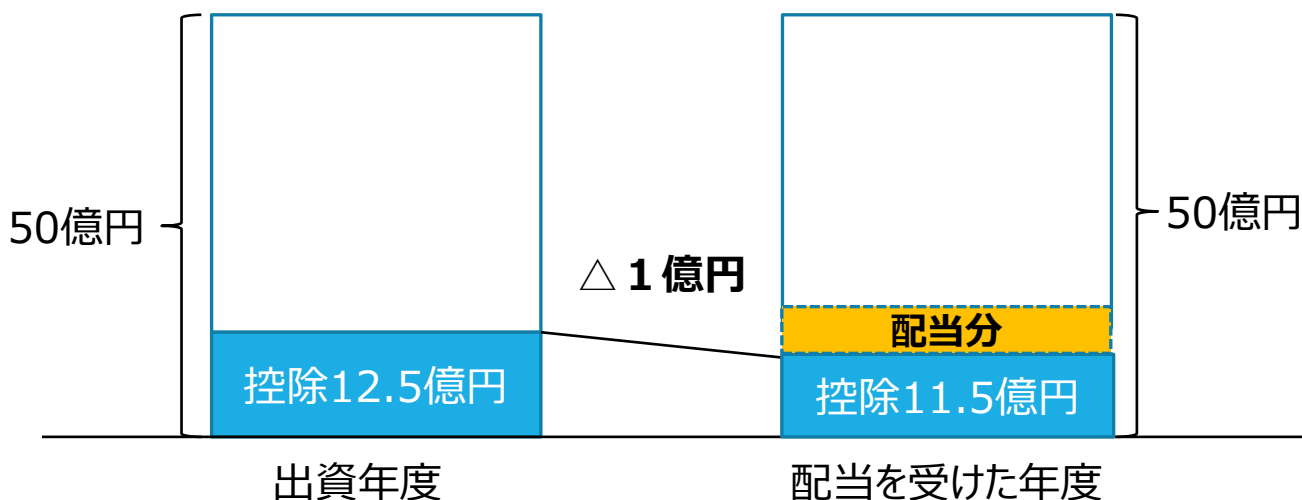
<計算式>

継続証明書（別表）において、以下のとおり計算された金額を特別勘定取崩し額として記載いたします。

特別勘定取崩し額

$$= [\text{年間配当金額} - (\text{帳簿価額} \times 2\%)] \times 25\%$$

5億円の配当は、年間配当額/帳簿価額が2%を超えるため、
 $[5 \text{億円} - (50 \text{億円} \times 2\%)] \times 25\% = 1 \text{億円}$ だけ
特別勘定を取り崩し、益金算入します



(参考)

3年以内に事業再編等がある場合の対応

3年以内に事業再編等が行われた場合、具体的には以下のとおり対応して頂くことになります。

再編内容

対応

①対象法人が適格合併した

- ・合併法人に特別勘定の全額を引き継ぐこととし、その旨を継続保有証明書に記入する
- ・ただし、合併法人が、青色申告書の提出ができる法人である場合に限る

②対象法人が適格分割・現物出資により株式を移転した

- ・元々特別勘定を設けていた法人が、その旨を記載した様式7（P.66参照）、別表（P.51参照）及び租税特別措置法施行規則第22条の13第5項の項目を記載した書類）の3点を、適格分割又は現物出資の日以後2か月以内に所轄税務署長に提出した場合には、特別勘定を引き継ぐ
- ・なお、特別勘定については、移転した取得株式に相当する額を分割承継法人又は被現物出資法人に引き継ぐこととなるが、その分割承継法人又は被現物出資法人が、青色申告書の提出ができる法人でない場合には引き継いだ金額を益金算入することとなる

③対象法人が、自らを株式交換等完全子法人又は株式移転完全子法人とする非適格株式交換等を行った

- ・本税制に係るそれぞれの特別勘定の金額が1,000万円未満である場合は損金算入を継続できるが、その金額が1,000万円以上である場合は、その金額を益金算入する

④対象法人が非適格合併したことにより、税制対象案件において取得した株式を移転した

- ・損金算入された分を全額益金算入する

⑤税制対象案件において出資を受けたスタートアップ企業が解散した

- ・対象法人が合併法人としてスタートアップ企業を合併したことに伴う解散の場合、益金算入は行わず、損金算入分はそのまま維持される
- ・その他の事由によりスタートアップ企業が解散した場合、損金算入された分を全額益金算入する

① 対象法人要件

② スタートアップ企業要件

③ 出資要件

④ 手続

出し手側再編

受け手側再編

経済産業大臣への申請書類

本税制の適用を受けるにあたり、関係する書類は次の通りとなります。次ページ以降で、それぞれの書類について説明していきます。

1. 初年度申請時 (P.48～)

- ①様式 1
- ②様式 2
- ③様式 3、申請書別表
- ④様式 4
- ⑤案件概要スライド

2. 初年度証明交付時 (P.64) ※経済産業省から発出

- ①様式 5
- ②申請書別表

3. 申請内容変更時 (P.65)

- ①様式 6
- ②申請書別表

4. 申請内容変更証明時 (P.66) ※経済産業省から発出

- ①様式 7
- ②申請書別表

5. 証明後 1 ～ 3 年度目の継続申請時 (P.67～)

- ①様式 8
- ②申請書別表

6. 継続申請証明時 (P.74) ※経済産業省から発出

- ①様式 9
- ②申請書別表

様式 1 （経済産業省への提出書類）

➤ 様式 1 は、出資した年度末の申請において経済産業省に提出するもので、様式 2 ～ 4 の表紙にあたるものになります。

様式 1

国内外における経営資源活用共同化に関する調査に関する省令第 4 条第 1 項
に基づく経済産業大臣の証明申請書

年 月 日

経済産業大臣 名 殿

法 人 番 号
名 称
住 所
代表者の氏名

国内外における経営資源活用共同化に関する調査に関する省令第 4 条第 1 項の規定に
基づき経済産業大臣の証明を受けたいので下記により申請します。

記

1. 経営資源活用共同化推進事業者に関する情報（国内外における経営資源活用共同化に関する調査に関する省令第 3 条第 1 項第 1 号の事業活動に関する場合は様式 2、同項第 2 号の事業活動に関する場合は様式 10 のとおり）
2. 特別新事業開拓事業者に関する情報（国内外における経営資源活用共同化に関する調査に関する省令第 3 条第 1 項第 1 号の事業活動に関する場合は様式 3、同項第 2 号の事業活動に関する場合は様式 11 のとおり）
3. 特定事業活動に関する情報（国内外における経営資源活用共同化に関する調査に関する省令第 3 条第 1 項第 1 号の事業活動に関する場合は様式 4、同項第 2 号の事業活動に関する場合は様式 12 のとおり）

（備考）
用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。

- ◆ 本税制の適用要件に適合するスタートアップ企業の株式の取得に当たるとい旨を様式 2 ～ 4 にて記載してください。
- ◆ 申請にあたり、1 つの対象法人につき 1 部提出いただきます。
- ◆ 「法人番号、名称、住所、代表者の氏名」には、出資先のスタートアップ企業の情報ではなく、出資した対象法人の情報を記載してください。

様式2（経済産業省への提出書類）

➤ 様式2は、本税制の対象法人に関する情報を記載していただくものです。

様式2

経営資源活用共同化推進事業者に関する情報

1. 経営資源活用共同化推進事業者

法人名	
法人番号	
企業規模 (中小企業者(※)に該当するか否か)	☐ 中小企業者
日本標準産業分類(平成25年総務省告示第405号)に掲げる小分類番号及び項目名	
法人の種類	☐ 株式会社 ☐ 相互会社 ☐ 中小企業等協同組合 ☐ 農林中央金庫 ☐ 信用金庫又は信用金庫連合会
特定事業活動の内容	様式4のとおり

※「中小企業者」とは、租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第42条の4第19項第7号に規定する中小企業者(資本金1億円以下の法人であって大規模法人の所有に属していない法人又は従業員1,000人以下の法人等)をいう。

2. 株式の保有期間

- ☐ 当社は、国内外における経営資源活用の共同化に関する調査に関する省令第3条第1項第1号の事業活動により取得した株式について、その取得の日から3年以上継続して保有する予定です。

(備考)

用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

(記載要領)

☐ がある項目については、内容を確認の上、該当するものに✓を記すこと。

◆「経営資源活動共同化推進事業者」とは出資を行う事業者、つまり本税制の対象法人となります。

◆総務省日本標準産業分類(平成25年10月改定(第13改定))(平成26年4月1日施行)に掲載のある分類のうち、主として行う産業分類の小分類番号及び項目名を記載してください。

◆「中小企業者」の具体的な要件については、P.8を参照してください。

様式3 (経済産業省への提出書類)

① 対象法人要件

② スタートアップ企業要件

③ 出資要件

④ 手続

➤ 様式3は、スタートアップ企業に関する情報を申請していただきます。

様式3

特別新事業開拓事業者に関する情報

当社が国内外における経営資源活用の共同化に関する調査に関する省令第3条第1項第1号の事業活動により取得した株式及び当該株式に関する必要な情報は、別表のとおりです。

当社は、別表に記載した株式がそれぞれ全て国内外における経営資源活用の共同化に関する調査に関する省令第2条第2項に規定する特別新事業開拓事業者のものであることについて、様式3-1をもって確認しており、また株式を取得した際のそれぞれの投資契約の内容については添付する様式3-2のとおりです。

次の特別新事業開拓事業者の要件については以下のとおりです。

□当社による別表の株式の取得は、全て特別新事業開拓事業者の将来における成長発展を図るための株式投資であり、専ら次のいずれかを目的とするような株式投資ではありません。

- ①株式の価値の変動によって利益を受けること
- ②株式に係る配当を受けること
- ③専らデリバティブ取引（金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第2条第20項に規定するデリバティブ取引をいう。）を行っている特別新事業開拓事業者から、デリバティブ取引による利益を得ること
- ④特別新事業開拓事業者に不動産を賃貸し、その特別新事業開拓事業者が更にその不動産を賃貸している場合であって、その特別新事業開拓事業者から賃貸料を受けること
- ⑤特別新事業開拓事業者に不動産をリースし、その特別新事業開拓事業者が更にその不動産をリースしている場合であって、その特別新事業開拓事業者からリース料を受けること

□別表に記載した株式のうち、投資事業有限責任組合（投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成10年法律第90号）第2条第2項に規定する投資事業有限責任組合をいう。）又は民法組合（民法（明治29年法律第89号）第667条第1項に規定する組合契約で会社に対する投資事業を営むことを約するものによって成立する組合をいう。）の組合財産であるものは、添付する組合契約書又は様式3-3若しくは様式3-4のとおり、それぞれ次のいずれかに該当する組合のものです。

①申請者の内国法人である完全子会社が無限責任組合員であり、かつ、申請者の出資の金額の総組合員による出資の金額の総額に占める割合が100分の50を超える国内の投資事業有限責任組合

②申請者の出資の金額の総組合員による出資の金額の総額に占める割合が100分の50を超える国内の投資事業有限責任組合であって、申請者が当該組合の唯一の有限責任組合員であるもの

③申請者の出資の金額の総組合員による出資の金額の総額に占める割合が100分の50を超える民法組合

(備考)

用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

(記載要領)

□がある項目については、内容を確認の上、該当するものに✓を記すこと。

◆「特別新事業開拓事業者」とは出資を受けるスタートアップ企業のことです。

◆ 本税制の目的はオープンイノベーションの促進であり、いわゆる「純投資」は対象外です。

◆ 具体的には、取得した株式の売却益や配当益を得ることを主要な目的とするような出資（P.27参照）は対象外となります。

◆ 投資事業有限責任組合（LPS）又は民法組合を経由して取得した株式の場合には、LPS経由であれば①又は②、民法組合経由であれば③に該当する組合を経由して取得した株式である必要があります（P.4参照）。

別表（本申請用・全体像）

- 様式3に添付する別表の全体像は以下の通りです。具体的な記載事項については、次ページ以降を参照してください。
- こちらの別表は、毎事業年度末、経済産業省に提出し、税制要件への適合性が確認された場合には返却されます。なお、この別表は、出資を行った年度分の税務申告の際に税務申告書に添付して納税地の所轄税務署長へ提出する必要があります。

1～8：P.52参照

9～12：P.53参照

15（注除く）：P.54参照



15. 前事業年度以前に開始した事業年度（注）の税務申告書の提出状況														
事業年度	1. 国・地方公共団体の機関等による出資	2. 国・地方公共団体の機関等による出資	3. 国・地方公共団体の機関等による出資	4. 国・地方公共団体の機関等による出資	5. 国・地方公共団体の機関等による出資	6. 国・地方公共団体の機関等による出資	7. 国・地方公共団体の機関等による出資	8. 国・地方公共団体の機関等による出資	9. 国・地方公共団体の機関等による出資	10. 国・地方公共団体の機関等による出資	11. 国・地方公共団体の機関等による出資	12. 国・地方公共団体の機関等による出資	13. 国・地方公共団体の機関等による出資	14. 国・地方公共団体の機関等による出資
2019年度														
2020年度														
2021年度														
2022年度														
2023年度														
2024年度														
2025年度														
2026年度														
2027年度														
2028年度														
2029年度														
2030年度														
2031年度														
2032年度														
2033年度														
2034年度														
2035年度														
2036年度														
2037年度														
2038年度														
2039年度														
2040年度														
2041年度														
2042年度														
2043年度														
2044年度														
2045年度														
2046年度														
2047年度														
2048年度														
2049年度														
2050年度														
2051年度														
2052年度														
2053年度														
2054年度														
2055年度														
2056年度														
2057年度														
2058年度														
2059年度														
2060年度														
2061年度														
2062年度														
2063年度														
2064年度														
2065年度														
2066年度														
2067年度														
2068年度														
2069年度														
2070年度														
2071年度														
2072年度														
2073年度														
2074年度														
2075年度														
2076年度														
2077年度														
2078年度														
2079年度														
2080年度														
2081年度														
2082年度														
2083年度														
2084年度														
2085年度														
2086年度														
2087年度														
2088年度														
2089年度														
2090年度														
2091年度														
2092年度														
2093年度														
2094年度														
2095年度														
2096年度														
2097年度														
2098年度														
2099年度														
2100年度														



15（注）：P.55参照

◆同一年度に本申請と継続申請を両方行う場合◆

- 本申請の別表では、継続予定の前年度以前に証明を受けた内容についても記載ください。
- 継続申請の別表では、本申請予定の出資については、記載しないでください。
- 原則、継続申請を先に処理し、継続申請分の特別勘定額を確定したうえで、本申請の別表において申請年度における特別勘定の総額を確定します。
- なお、前事業年度以前に本申請の証明を受けた案件について継続を希望しない場合や、前事業年度以前の決算において特別勘定を設けなかった場合には、経済産業省に事前にご相談ください。

別表（本申請用・1 / 4）

(別表) 特別新事業開拓事業者の情報、特別勘定及び当該株式に関する状況
11～15の項目については、経済産業大臣継続証明申請時に使用するため、新規申請時の記載は不要。

番号	取得年度	1. 国内外における経営資源活用の共同化に関する調査に関する省令第4条第1項の規定に基づく経済産業大臣証明申請年月日	2. 特別新事業開拓事業者の名称	3. 特別新事業開拓事業者の設立年月日	4. 特別新事業開拓事業者の株式取得年月日	5. 取得する特別新事業開拓事業者の株式の種類	6. 払込金額又は取得金額 (円) (投資事業有限責任組合や民法組合(以下「組合等」)による株式取得の場合は、当該組合等の株式取得額に当該組合への出資割合を乗じた額を記載すること)	7. 取得した特定株式の価額 (円) (組合等による株式取得の場合は当該組合等で取得した特定株式価額に当該組合への出資割合を乗じた金額を記載すること) (投資1案件の上限は、払込みによる取得の場合50億円、購入による取得の場合200億円。合計額の上限は年500億円)	8. 取得した特定株式数 (組合等による取得の場合は当該組合等で取得した特定株式数に当該組合への出資割合を乗じた数を記載すること)
1	2023年度								
2									
3									
4									
5									
小計									
合計									

- ◆ 案件ごとに1行で、必要な項目を記載および選択してください。
- ◆ 同じ出資先企業に複数回にわたって出資した場合、行を分けて記載してください。
- ◆ 適宜行を追加してください。

◆ 記載上の留意点 ◆

- ①「1. 国内外における経営資源活用の共同化に関する調査に関する省令第4条第1項の規定に基づく経済産業大臣証明申請年月日」は、様式1の申請日と同日にしてください。
- ②「2. 特別新事業開拓事業者の名称」は、略称などではなく、様式3-1に記載する名称と同様に、正確な企業名を記載してください。
- ③「7. 取得した特定株式の価額(円)」は、株式単価ではなく、特定株式の金額になります。出資金額が50億円以下の場合、「6. 出資金額(円)」と同額になります。

① 対象法人要件

③ 出資要件

④ 手續

- ◆特別勘定として、経理した金額を記載してください。所得控除額の上限は1件あたり12.5億円、1事業年度あたり125億円です。なお、事業年度内に行った出資のうち、どれを申請対象とするかは対象法人が任意に決定することができます。本別表には、申請対象株式のみ記載してください。
- ◆出資者が中小企業者か否か、また出資先企業が海外法人か否かに応じて、該当する箇所○をつけ、出資額が「必要金額」を上回っていることを確認してください。その際、各行に必ず1つの○がついていることを確認してください。（各出資案件で1つ○をつけてください。）
- ◆この欄は、初回申請時は記載不要です。証明書を交付する際に、経済産業省側で必要事項を記載します。なお、前事業年度以前に経済産業大臣の証明書の交付を受けた案件については、証明書に記載の内容を転記してください。（証明書を紛失した場合はお問い合わせください。）

別表（本申請用・ 3 / 4）

15. 特別勘定取崩し額及び残高（円）（注）

2023年度		2024年度		2025年度		2026年度 （保有期間が満了した場合は、取崩し額に「－」と記載（2026年度に取崩しを行った場合はその額を記載）の上、特別勘定残高を0とすること）		2027年度 （保有期間が満了した場合は、取崩し額に「－」と記載（2027年度に取崩しを行った場合はその額を記載）の上、特別勘定残高を0とすること）		2028年度 （保有期間が満了した場合は、取崩し額に「－」と記載（2028年度に取崩しを行った場合はその額を記載）の上、特別勘定残高を0とすること）	
特別勘定 取崩し額	特別勘定 残高	特別勘定 取崩し額	特別勘定 残高	特別勘定 取崩し額	特別勘定 残高	特別勘定 取崩し額	特別勘定 残高	特別勘定 取崩し額	特別勘定 残高	特別勘定 取崩し額	特別勘定 残高

- ◆初回申請時は記載不要です。
- ◆前事業年度以前に経済産業大臣の証明書の交付を受けた出資案件については、特別勘定の残高を記載したうえで提出してください。
- ◆特別勘定の一部取崩しの場合、具体的な計算は、次ページのひな形を基に行います。それぞれの項目の特別勘定取崩し額の合計が、上記の表に記載されます。ただし、その場合、オープンイノベーション要件に適合しなくなる場合もあり得るため、必ず速やかに経済産業省まで相談するようにしてください。
- ◆特別勘定の全部取崩しの場合（P.36参照）は次ページのひな形は不要です。

① 対象法人要件

② スタートアップ企業要件

③ 出資要件

④ 手続

別表（本申請用・4／4）

- ◆ 投資翌年度から、一部取崩しに該当するような、対象株式の移動や配当があった場合について、該当する項目について記入してください。
- ◆ なお、様式8別紙1の1（P.68）で「該当なしの場合」記載不要です。

（注）15における特別勘定取崩し額は、以下の特別勘定取崩し額の合計とする。

番号	取得年度	2024年度							
		①株式数	①の減少による特別勘定取崩し額（円）	②期末税務簿価（円）	②の減少による特別勘定取崩し額（円）	③利益剰余金からの配当金額（円）	③による特別勘定取崩し額（円）	④資本剰余金からの配当金額（円）	④による特別勘定取崩し額（円）
1	2023年度								
2									
3									
4									
5									
		2025年度							
		①株式数	①の減少による特別勘定取崩し額（円）	②期末税務簿価（円）	②の減少による特別勘定取崩し額（円）	③利益剰余金からの配当金額（円）	③による特別勘定取崩し額（円）	④資本剰余金からの配当金額（円）	④による特別勘定取崩し額（円）
1	2023年度								
2									
3									
4									
5									
		2026年度							
		①株式数	①の減少による特別勘定取崩し額（円）	②期末税務簿価（円）	②の減少による特別勘定取崩し額（円）	③利益剰余金からの配当金額（円）	③による特別勘定取崩し額（円）	④資本剰余金からの配当金額（円）	④による特別勘定取崩し額（円）
1	2023年度								
2									
3									
4									
5									
		2027年度							
		①株式数	①の減少による特別勘定取崩し額（円）	②期末税務簿価（円）	②の減少による特別勘定取崩し額（円）	③利益剰余金からの配当金額（円）	③による特別勘定取崩し額（円）	④資本剰余金からの配当金額（円）	④による特別勘定取崩し額（円）
1	2023年度								
2									
3									
4									
5									
		2028年度							
		①株式数	①の減少による特別勘定取崩し額（円）	②期末税務簿価（円）	②の減少による特別勘定取崩し額（円）	③利益剰余金からの配当金額（円）	③による特別勘定取崩し額（円）	④資本剰余金からの配当金額（円）	④による特別勘定取崩し額（円）
1	2023年度								
2									
3									
4									
5									

- ◆ ①：特定株式の売却の場合は、売却した株式数を記載し、特別勘定取崩し額＝（売却株式数÷取得株式数）×所得控除額（P.38参照）を記載してください。
- ◆ ②：税務上の帳簿価額の減額の場合は、期末税務簿価を記載し、特別勘定取崩し額＝（帳簿価額の減額額÷取得価額）×所得控除額（P.41参照）を記載してください。
- ◆ ③：資本剰余金からの配当の場合は、配当金額を記載し、特別勘定取崩し額＝（1株あたりの資本剰余金減少額×対象法人による取得株式総数）×25%（P.44参照）を記載してください。当該配当による取得株式の帳簿価額の減額分は、②に記載してください。
- ◆ ④：利益剰余金からの配当で、「（年間配当額／税務上の期末簿価）＞0.02」の場合には、配当金額を記載し、特別勘定取崩し額＝〔年間配当金額－（帳簿価額×2%）〕×25%（P.45参照）を記載してください。

様式3-1 (経済産業省への提出書類) (1/2)

① 対象法人要件

② スタートアップ企業要件

③ 出資要件

④ 手続

➤ 様式3-1は、出資を受けるスタートアップ企業が、本税制の要件に適合するか否かを確認させていただくものです。したがって、そのスタートアップ企業ごとに作成する必要があります。

様式3-1

確 認 書

年 月 日

名 称
代表者の氏名

当社は、別表に掲げる特別新事業開拓事業者（ ）が、次に掲げる要件を満たすことを確認しています。

- 発行済株式の総数の2分の1を超える株式が同一の法人及び当該法人と特殊の関係のある会社の所有に属している会社等以外の会社であること（注1）
- 金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第2条第16項に規定する金融商品取引所に上場されている株式又は同法第67条の11第1項に規定する店頭売買有価証券登録原簿に登録されている株式の発行者である会社以外の会社であること
- 既に事業を開始しており、次のいずれかに該当する会社であること
 - 設立の日以後の期間が10年未満の会社であること
 - 設立の日以後の期間が10年以上15年未満の会社であって、直前の事業年度の確定した決算において、研究開発費の額の売上高の額に対する割合が100分の10以上でありかつ、営業損失を生じているもの
- 株式会社であること
- 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業又は同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業に該当する事業を営む会社以外の会社であること
- 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者が役員に在る会社以外の会社及び暴力団員等がその事業活動を支配する会社以外の会社であること（注2）
- 当該特別新事業開拓事業者が外国法人である場合、1～6に類する者であること（注3）

◆ 出資日直前の情報の確認が必要となりますので、出資日から申請日までの日付を記載してください。

◆ 項目1については、出資が行われる直前の状況を確認してください。

◆ 規定内容の詳細については、P.11をご参照ください。

◆ 規定内容の詳細については、本ガイドラインP.17（FAQ：Q4）をご参照ください。

◆ 2～7は出資直後の状況を確認してください。

様式3-1 (経済産業省への提出書類) (2/2)

① 対象法人要件

② スタートアップ企業要件

③ 出資要件

④ 手続

- 様式3-1は、出資を受けるスタートアップ企業が、本税制の要件に適合するスタートアップ企業か否かを確認させていただくものです。したがって、そのスタートアップ企業ごとに作成する必要があります。

(注2) 次の(1)又は(2)に掲げる会社以外の会社

(1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(「暴力団員」という。以下同じ。)又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者(「暴力団員等」という。以下同じ。)が役員に在る会社

(2) 暴力団員等がその事業活動を支配する会社

(注3) 当該特別新事業開拓事業者が外国法人である場合、1～6に類する者であることを示す書類(日本語又は英語で記載されているものとする。)を添付すること

(備考)

用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

(記載要領)

1. 当該様式については、特別新事業開拓事業者ごとに作成すること。
2. 年月日については、出資日の日付を記載すること。
3. □がある項目については、内容を確認の上、該当するものに✓を記すこと。

◆ 特別新事業開拓事業者が外国法人である場合、その事業者が本様式1～6に類する者であることを示す上で必要な提出書類は事例ごとに異なりますので、経済産業省までご相談ください。

様式3-2 (経済産業省への提出書類)

▶ 様式3-2は、対象法人がスタートアップ企業に出資を行う際に結ぶ投資契約に関する内容を確認させていただくものです。したがって、そのスタートアップ企業ごとに作成いただく必要があります。

様式3-2

投資契約の概要

1. 契約当事者

株式取得会社：[]
株式発行会社：[]

2. 資金調達概要

(1) 発行する株式の種類 [普通 / [] 種優先] 株式

(2) 発行可能株式総数、発行済株式総数及び投資前後の出資割合

① 発行可能株式総数

普通株式 [] 株、[] 種優先株式 [] 株

② 発行済株式総数

普通株式 [] 株、[] 種優先株式 [] 株

③ 投資前後の出資割合

投資前 [] % 投資後 [] %

(3) 取得株式数 [] 株 (発行株式総数 [] 株)

(4) 発行価額 [普通 / [] 種優先] 1株当たり [] 円

(5) 払込金額の総額 [] 円

(6) 払込期日 年 月 日

(7) 取得株式の買戻し条項 [有 / 無]

[趣旨]

◆ なお、出資を受けるスタートアップ企業との投資契約書（本様式に掲げる内容を含むもの）を提出いただく場合には、本様式の提出は不要となります。

◆ 出資直前時点の発行済株式総数を記載ください

◆ 本資金調達ラウンドにおいて申請事業者が取得した特定株式数及びそのラウンドにおける発行株式総数を記載してください。

◆ 「(3) 取得株式数 × (4) 1株当たりの金額」を記載してください。

◆ 買戻し条項の有無を確認した上で、買戻し条項を有する場合は、その関係条文及びその趣旨を記載してください。

◆ LPS経由出資の場合◆
(3) 取得株式数は、LPSへのLP出資の割合を乗じた数を記載ください。したがって、(5) 払込金額の総額も、同割合を乗じた数になります。

様式3-3 (経済産業省への提出書類)

① 対象法人要件

② スタートアップ企業要件

③ 出資要件

④ 手続

- 様式3-3は、投資事業有限責任組合（LPS）を経由した投資の場合に、その組合の概要を確認させていただくものです。したがって、申請者から直接投資を行う場合は作成不要となります。

◆ 本様式は複数のLPSから出資を行っている場合、そのLPSごとに作成いただく必要があります。

様式3-3

投資事業有限責任組合の概要

1. 投資事業有限責任組合

(名称)
(存続期間) 年 月 日 より原則 年間を限度とする
(根拠法令) 投資事業有限責任組合契約に関する法律
(1口あたり出資金額) 円

2. 無限責任組員

	氏名又は名称	住所	申請者の完全子会社である場合✓を記す
1			☐
2			☐
3			
4			

3. 有限責任組員

	氏名又は名称	出資口数及び割合
1		口 / 口 (%)
2		口 / 口 (%)
3		
4		

※出資口数及び割合は、申請者が他の投資事業有限責任組合を通じて行う出資の金額を除く。

※出資割合が合算して3分の2を上回るまで記載すること。

4. 本組合の組合財産である株式銘柄（経済産業大臣の証明を受けようとするものに限る）

	名称	住所	取得価額	取得価額に申請者の出資割合を乗じた額	投資事業有限責任組合に帰属する議決権の割合		申請者に帰属する議決権の割合	
					取得前	取得後	取得前	取得後
1			円	円	%	%	%	%
2			円	円	%	%	%	%
3								
4								

- ◆ 資本金増加に伴う現金の払込み分の記載であり、資本準備金の増加も含まれます。
- ◆ ここでいう「出資割合」とは、本税制の申請者による、当該組合へのLP出資割合のことです。

様式4（経済産業省への提出書類） （1/2）

① 対象法人要件

② スタートアップ企業要件

③ 出資要件

④ 手続

- 様式4は、申請者がスタートアップ企業と連携し、どのようなオープンイノベーションを行っていくのかを記載していただくとともに、スタートアップ企業からも記載内容に相違ない旨を確認いただくものです。

様式4

特定事業活動に関する情報

1. 特定事業活動の要件

□ 特定事業活動は、以下の全ての要件を満たしております。

- 申請者の行う事業活動が、自らの経営資源以外の経営資源を活用し、高い生産性が見込まれる事業を行うこと又は新たな事業の開拓を行うことを目指したものであること
- 申請者の行う特定事業活動が、国内外における経営資源活用の共同化に関する調査に関する省令第3条第1項第1号の事業活動によりその株式を保有している特別新事業開拓事業者の経営資源を活用して行うものであること（国内外における経営資源活用の共同化に関する調査に関する省令第3条第1項第3号）
- 申請者が総株主の議決権の100分の50を超える議決権を有する特別新事業開拓事業者に対して国内外における経営資源活用の共同化に関する調査に関する省令第3条第1項第1号の事業活動による株式の取得をする場合でないこと（国内外における経営資源活用の共同化に関する調査に関する省令第3条第1項第1号ロ）
- 申請者が国内外における経営資源活用の共同化に関する調査に関する省令第3条第1項第1号の事業活動による特別新事業開拓事業者の株式の取得に関して同令第4条第1項の規定に基づく経済産業大臣の証明を受けた後において同号の事業活動による当該特別新事業開拓事業者の株式の取得をする場合でないこと（当該取得により当該特別新事業開拓事業者の総株主の議決権の100分の50を超える議決権を有することとなる場合を除く。）（国内外における経営資源活用の共同化に関する調査に関する省令第3条第1項第1号ハ）
- 申請者が特定事業活動を行うにあたって活用する特別新事業開拓事業者の経営資源が、申請者が十分に有するものでなく、当該特定事業活動における高い生産性が見込まれる事業を行うこと又は新たな事業の開拓を行うことに資するものであること（国内外における経営資源活用の共同化に関する調査に関する省令第3条第1項第2号）
- 申請者が国内外における経営資源活用の共同化に関する調査に関する省令第3条第1項第1号の事業活動によりその株式を保有している特別新事業開拓事業者に対して行う資料又は情報の提供その他の協力が、当該特別新事業開拓事業者の成長に貢献するものであること（国内外における経営資源活用の共同化に関する調査に関する省令第3条第1項第3号）

◆ 本税制における「特定事業活動」とは所謂オープンイノベーションに向けた活動を意味します。具体的には、申請者（対象法人）がスタートアップ企業と連携し、スタートアップ企業の革新的な経営資源を活用して、高い生産性が見込まれる事業や新たな事業の開拓に向けて取組む事業活動のことをいいます（P.23 参照）。

様式4 (経済産業省への提出書類) (2/2)

① 対象法人要件

② スタートアップ企業要件

③ 出資要件

④ 手続

▶ 様式4は、申請者がスタートアップ企業と連携し、どのようなオープンイノベーションを行っていくのかを記載していただくとともに、スタートアップ企業からも記載内容に相違ない旨を確認いただくものです。

2. 実施を予定する特定事業活動の内容

(1) 出資の目的

(2) 特定事業活動の実施に当たり活用を予定する特別新事業開拓事業者の経営資源

(3) 特別新事業開拓事業者への提供を予定する資料又は情報の提供その他の協力の内容

3. 申請者の事業所の産業分類

□ 申請者は、今回の特定事業活動を行うに当たって、関係する事業所が日本標準産業分類（平成25年総務省告示第405号）に掲げる次の分類項目のいずれにも属していません。

● 中分類 65 金融商品取引業、商品先物取引業

● 中分類 68 不動産取引業

● 中分類 69 不動産賃貸業・管理業

● 中分類 70 物品賃貸業

4. 特別新事業開拓事業者の産業分類

□ 申請者が特定事業活動を行うにあたって活用する特別新事業開拓事業者の経営資源は、日本標準産業分類に掲げる次の分類項目のいずれかに属する事業所の有する経営資源ではありません。

● 中分類 65 金融商品取引業、商品先物取引業

● 中分類 68 不動産取引業

● 中分類 69 不動産賃貸業・管理業

● 中分類 70 物品賃貸業

上記の内容について、当社として相違ありません。

年 月 日

法人番号

(特別新事業開拓事業者) 会社名

代表者(役職名) 氏名

◆ 2. 実施する「特定事業活動」の内容について、以下のとおり具体的に記載してください。

(1) スタートアップ企業への出資及びその出資により行う特定事業活動の目的

(2) 特定事業活動を行うに当たり、申請者が活用を予定するスタートアップ企業の経営資源

(3) 申請者がスタートアップ企業に提供を予定する経営資源

◆ 3、4. 純投資等に該当しないことを確認するための参考情報として、申請者の事業所及び出資を受けたスタートアップ企業の業種を記載いただきます。左記の業種に該当する場合、追加の資料提供を依頼させていただく類型となります。なお、本分類に該当するからといってただちに本税制の適用が受けられないというわけではありません(P.27参照)。

◆ 申請者が記載した内容について、相違がない場合、スタートアップ企業の会社名・代表者氏名(役職名)を記載してください。

(備考)

用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

(記載要領)

1. 当該様式については、特別新事業開拓事業者ごとに作成すること。

2. □がある項目については、内容を確認の上、該当するものに✓を記すこと。

3. 「2. 実施を予定する特定事業活動の内容」に関し、当該出資の報告に関する資料(取締役の同席を伴う会議等(取締役会、経営会議、投資委員会等)の議事録該当部分又は様式4-1)を添付すること。ただし、(1)から(3)までの事項に関する記載を含むプレスリリース等の公表資料を添付する場合は、当該出資の報告に関する資料の添付及び「2. 実施を予定する特定事業活動の内容」の記載は不要とする。

4. 「3. 申請者の事業所の産業分類」及び「4. 特別新事業開拓事業者の産業分類」に関し、✓が記されていない場合、経済産業大臣より追加で必要な資料の提出を求めることがある。

◆ オープンイノベーションを目的とする出資である旨を、申請者の名義で公表するプレスリリース等の資料に2. (1)~(3)の内容が記載されている場合、その公表資料を提出すれば、取締役会等の議事録該当部分の資料の添付及び2. (1)~(3)の記載は不要です。

(注) 2. における「経営資源」とは、知識及び技能並びに技術、設備、情報システムその他の事業活動に活用される資源をいいます。

様式 4 - 1 (経済産業省への提出書類)

① 対象法人要件

② スタートアップ企業要件

③ 出資要件

④ 手続

➤ 様式 4 - 1 は、申請者の行った出資について、申請者の社内において然るべき意思決定が行われているかを確認するためのものです。

様式 4 - 1

出資の報告に関する資料

1. 会議体名	
2. 日時	年 月 日 (曜日) (時 分～ 時 分)
3. 出席役員名等	
4. 報告事項	
(意見がない場合)	1. ○○への出資について報告が行われ、異議はなかった。 (経営企画部) 2. ○○へのコミットメントライン設定の件 (経理財務部)
(意見があった場合)	-

(備考)

用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。

(記載要領)

1. 当該様式については、特別新事業開拓事業者ごとに作成すること。
2. プレスリリース等の公表資料又は取締役の同席を伴う会議等（取締役会、経営会議、投資委員会等）の議事録該当部分を添付する場合は当該様式の提出は不要。

- ◆ 取締役会、経営会議、投資委員会等、出資の決定権限を有する会議において、申請する予定の出資案件に係る報告が行われた旨を記載してください。
- ◆ 意見がない場合は、「意見なし」、意見があった場合は、その意見内容について簡潔に記載してください。発言者等の補足情報について記載いただく必要はありません。

- ◆ オープンイノベーションを目的とする出資である旨を企業として表明するプレスリリース等の公表資料または取締役会等の議事録該当部分を添付する場合は本様式は記載不要です。

案件概要スライド (オープンイノベーション性の確認申請)

- ◆ オープンイノベーション性の確認の回答を迅速に行うことを目的に、オープンイノベーション性の確認のため、案件概要スライドを作成いただきます。
- ◆ 本スライドは、事前相談を行う際にも必要です。また、事前相談を行ったうえで本申請に進む場合にも、再度提出をお願いします。（継続申請の際には提出不要です。）
- ◆ なお、追加出資の場合には、事前に経済産業省にご連絡いただき、資料構成について相談するようお願いいたします。

「オープンイノベーション促進税制（新規出資型）」申請案件 (株式会社 A による株式会社 B への出資について)

- 下記の出資につき、オープンイノベーション性の確認を希望します。
- 出資案件の概要は以下の通りです。

案件概要

1. 出資者	株式会社 A（以下〇〇社）
2. 出資先企業	株式会社 B（以下〇〇社）
3. 出資時期	XXXX年X月
4. 出資金額	XXXX円（一の位まで記入。組合経由の場合、組合への出資比率を乗じた額（小数点以下切捨）。予定額の場合、その旨明記。）
5. 投資前後の出資割合	投資前 [XX.X] % → 投資後 [XX.X] %
6. 出資の目的	【 】高い生産性が見込まれる事業の開拓 【 】新たな事業の開拓（いずれかに〇をつける）
7. 高い生産性又は新規性	（別紙 2 の説明文全体を転記）
8. 出資者が活用を予定する出資先企業の経営資源	（別紙 3 の説明文中の〇〇（B社の革新的な技術や、サービスの内容）を転記）
9. 出資者が提供を予定する出資者の経営資源	（別紙 4 の説明文中の〇〇（A社による資金以外の経営資源の提供）を転記）

様式 5（経済産業省からの受領書類）

① 対象法人要件

② スタートアップ企業要件

③ 出資要件

④ 手続

- 様式 5 は、様式 1 ～ 4 に記載された申請内容が本税制の要件を満たす旨を証明するものであり、出資を行った事業年度末日以降に交付され、その年度分の税務申告の際に必要となるものです。

様式 5

国内外における経営資源活用の共同化に関する調査に関する省令第 4 条第 1 項
の規定に基づく経済産業大臣の証明

年 月 日

経営資源活用共同化推進事業者名 殿

経済産業大臣 名

国内外における経営資源活用の共同化に関する調査に関する省令第 4 条第 1 項の規定により、年 月 日付で申請のあった、経営資源活用の共同化に関する事項について、国内外における経営資源活用の共同化に関する調査に関する省令第 4 条第 1 項の規定に基づく経済産業大臣の証明に係る基準等第 5 の 1 に規定する基準に適合することを証する。

なお、経営資源活用の共同化に関する事項のうち、特別新事業開拓事業者の情報並びに特別勘定及び当該株式に関する状況等については、別表のとおりである。

（備考）

用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。

- ◆ 本証明書の交付にかかる経済産業省の確認には、最長 60 日要します。
- ◆ したがって、証明書を企業として必要とするタイミングから逆算して申請書をご提出いただく必要がありますのでご注意ください。
- ◆ 出資を行った年度分の税務申告の際には、法人税申告書に法人税申告書別表とともに本証明書とその別表を添付して、所轄税務署に提出することにより、本税制の利用が可能となります。

様式 6（経済産業省への提出書類）

① 対象法人要件

② スタートアップ企業要件

③ 出資要件

④ 手続

➤ 様式 6 は、経済産業大臣による証明書又は継続証明書交付後から税務申告を行うまでの間に申請内容について変更があった場合、変更後も税制要件を満たす旨の証明を受けるためのものです。

- ◆ 申請内容に変更があった場合には、遅滞なく申請が必要です。
- ◆ 申請すべき変更内容とは、その変更により当初予定していた特定事業活動の内容や投資契約書等の内容に係るものですが、軽微な変更については様式 6 の申請が不要となる場合もありますので、個別の事例については経済産業省までお問い合わせください。
- ◆ また、適格分割又は適格現物出資により、分割承継法人又は被現物出資法人に取得株式を引き継ぐ場合は、その旨を本様式の「1. 変更内容」に記載した上で申請する必要があります。そして、様式 7 と別表及び特別勘定の金額等を記載した書類（P.46 参照）を、適格分割又は適格現物出資の日から 2 カ月以内に所轄税務署長に提出した場合に限り引継ぎが認められます。

様式 6

国内外における経営資源活用の共同化に関する調査に関する
経済産業大臣の変更証明申請書

年 月 日

経済産業大臣 名 殿

法 人 番 号
住 所
名 称
代表者の氏名

年 月 日付で証明を得た経済産業大臣の証明について、国内外における経営資源活用の共同化に関する調査に関する省令の規定に基づく経済産業大臣の証明に係る基準等第 6 の 5（同基準等第 6 の 18 において準用する場合を含む。）の規定により、下記変更後も、引き続き、同基準等第 5 の 1 に規定する基準に適合することの証明を受けたいので申請します。

記

1. 変更内容

変 更 前	変 更 後

2. 変更の趣旨及び変更後も国内外における経営資源活用の共同化に関する調査に関する省令の規定に基づく経済産業大臣の証明に係る基準等第 5 の 1 に規定する基準に適合するとする理由

（備考）

用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。

様式 7（経済産業省からの受領書類）

① 対象法人要件

② スタートアップ企業要件

③ 出資要件

④ 手続

- 様式 7 は、経済産業大臣による証明書又は継続証明書交付後から税務申告を行うまでの間に申請内容について変更があった場合、変更後も税制要件を満たす旨を証明するものです。

様式 7

国内外における経営資源活用の共同化に関する調査に関する
経済産業大臣の変更証明通知書

年 月 日

経営資源活用共同化推進事業者名 殿

経済産業大臣 名

年 月 日付で変更確認申請のあった経営資源活用の共同化に関する事項については、引き続き、国内外における経営資源活用の共同化に関する調査に関する省令の規定に基づく経済産業大臣の証明に係る基準等第 5 の 1 に規定する基準に適合することを証する。

なお、証明を行った経営資源活用の共同化に関する事項のうち、特別新事業開拓事業者の情報及び特別勘定及び当該株式に関する状況については、別表のとおりである。

（備考）

用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。

◆ 納税申告の際に、本様式及び別表を併せて提出する必要があります。

◆ また、適格分割又は適格現物出資により、分割承継法人又は被現物出資法人に取得株式を引き継ぐ場合は、その旨を本様式の「1. 変更内容」に記載した上で申請する必要があります。そして、様式 7 と別表及び特別勘定の金額等を記載した書類（P.46 参照）を、適格分割又は適格現物出資の日から 2 カ月以内に所轄税務署長に提出した場合に限り引継ぎが認められます。

様式 8（経済産業省への提出書類）

① 対象法人要件

② スタートアップ企業要件

③ 出資要件

④ 手続

➤ 様式 8 は、本税制の申請者が、出資を行った事業年度の次年度から 3 年度目まで、出資した年度に予定していた特定事業活動の進捗を毎年度報告していただくものです。

様式 8

国内外における経営資源活用の共同化に関する調査に関する省令第 4 条第 2 項の規定
に基づく経済産業大臣の証明を受けた特定事業活動に関する継続証明申請書
(省令第 3 条第 1 項第 1 号の事業活動に関する場合)

年 月 日

経済産業大臣 名 殿

法 人 番 号
名 称
住 所
代表者の氏名

国内外における経営資源活用の共同化に関する調査に関する省令第 4 条第 1 項の規定により、(証明を受けた時の文書番号)において、経済産業大臣の証明を受けた経営資源活用の共同化に関する事項について、同条第 2 項の規定により、継続証明を受けたいので下記のとおり申請します。

なお、経済産業大臣の証明を受けた経営資源活用の共同化に関する事項のうち、特別新事業開拓事業者の情報及び特別勘定及び当該株式に関する状況については、別表のとおりである。

記

1. 特別新事業開拓事業者の株式の状況等（別紙 1）
2. 特定事業活動の進捗等（別紙 2）

(備考)

用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。

- ◆ 本様式では、出資後、3 年間にわたり対象法人とスタートアップ企業双方がリソースを提供しながら対象法人の事業革新とスタートアップ企業の成長を目指しているか（P.23 参照）を、経済産業省に報告いただきます。
- ◆ 報告可能な期間は、様式 4 と同様に事業年度末日前 60 日から後 30 日以内に報告いただきます。
- ◆ なお、出資を行った事業年度の翌年から数えて 3 年度目（出資を行った日から 3 年経過した日を含む事業年度）まで、毎年度本様式による申請が必要となります。
- ◆ ただし、対象法人がスタートアップ企業を吸収合併した場合、本様式の申請が必要なのは、その吸収合併が行われた年度までです。

様式 8 別紙 1 (経済産業省への提出書類)

➤ 様式 8 別紙 1 は、対象法人が取得したスタートアップ企業の株式の移動や配当といった状況等について記載していただくものです。

別紙 1

特別新事業開拓事業者の株式の状況等

(証明を受けた時の文書番号)において、経済産業大臣の証明を受けた経営資源活用共同化に関する事項について、下記のとおり、報告します。

1. 経済産業大臣の証明を受けた特別新事業開拓事業者の株式の移動や配当等、特別勘定取崩し事由の有無

☐ 該当有り

☐ 該当無し

(注)「該当有り」の場合にのみ 2 を記載。

2. 特別勘定取崩し事由に該当する特別新事業開拓事業者の株式の状況

(1) 特別勘定取崩し事由があった特別新事業開拓事業者の名称及び特別勘定取崩し額

名称	
特別勘定取崩し額	

(2) 特別勘定取崩し事由

☐ 特定株式の全部又は一部を有しなくなった

☐ 特定株式につき配当を受けた

☐ 特定株式の帳簿価格を減額した (減額とは税務上の簿価の減額を指す)

☐ 特定株式を組合財産とする投資事業有限責任組合等の出資額割合の変更があった

☐ 特定株式に係る特別新事業開拓事業者が解散した

☐ 対象法人 (経営資源活用共同化推進事業者) が解散した

☐ 特別勘定の金額を任意に取り崩した

☐ 対象法人 (経営資源活用共同化推進事業者) と特殊の関係のある組合の各組合員の出資割合に変更があった

(注) 該当事項が複数存在する場合は、特別新事業開拓事業者ごとに本紙を提出する必要がある。

(備考)

用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。

(記載要領)

☐ がある項目については、内容を確認の上、該当するものに✓を記すこと。

◆ 本税制の申請後、本税制の要件に適合している場合、様式 5 にて経済産業大臣の証明書を交付します。その証明書を交付する際に経済産業省から伝える文書番号 (別表の 12 に記載) を記載してください。

◆ 株式の移動、配当、その他特別勘定の取崩し事由に該当するものがない場合には、1 で「該当無し」に✓をすれば、2 以降の記載は必要ありません。

◆ 複数ある場合には、該当するもの全てに✓を記してください。

様式8 別紙2 (経済産業省への提出書類)

➤ 様式8別紙2は、出資した年度に予定していた特定事業活動の進捗について、毎年度報告していただくものです。

別紙2

特定事業活動の実施状況

1. 特別新事業開拓事業者
(名称)

2. 特定事業活動の実施状況

☐ 経営資源活用共同化推進事業者による特定事業活動については、以下の要件が継続しております。

●特別新事業開拓事業者の経営資源が、経営資源活用共同化推進事業者が十分に有するものでなく、特定事業活動における高い生産性が見込まれる事業を行うこと又は新たな事業の開拓を行うことに資するものであること

●経営資源活用共同化推進事業者が行う資料又は情報の提供その他の協力が特別新事業開拓事業者の成長に貢献すること

申請時に経済産業省に提出した様式4に記載の特定事業活動の進捗については以下の通りです。

3. 特定事業活動を行う経営資源活用共同化推進事業者についての変更の有無

☐ 有り

☐ 無し

(注)「有り」の場合にのみ4を記載。

4. 変更内容

変 更 前	変 更 後

(備考)

用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

(記載要領)

1. □がある項目については、内容を確認の上、該当するものに✓を記すこと。

2. 「4. 変更内容」については、経営資源活用共同化推進事業者の法人番号に変更があれば、変更前後の法人番号も記載すること。

◆ 本様式は出資したスタートアップ企業ごとに作成する必要があります。

◆ 出資した年度に予定していた特定事業活動について、具体的な進捗を記載してください。

◆ なお、進捗がない場合には、その旨理由も含めて記載していただき、今後の対応方針も併せて記載してください。

◆ 法人番号の変更は、事業年度途中で適格合併が行われた場合などを想定しています。

- ① 対象法人要件
- ② スタートアップ企業要件
- ③ 出資要件
- ④ 手続

別表（継続申請用・1／3）

① 対象法人要件

② スタートアップ企業要件

③ 出資要件

④ 手続

9. 特別勘定計上額 (円) (7. の特定株式の価額の25%以下の金額を計上すること) (所得控除額：投資1案件の上限は、払込みによる取得の場合12.5億円、購入による取得の場合50億円。合計額の上限は年125億円)	10. 経営資源活用共同化推進事業者(申請者)と特別新事業開拓事業者の区分					11. 国内外における経営資源活用の共同化に関する調査に関する省令第4条第1項の規定に基づく経済産業大臣証明日	12. 国内外における経営資源活用の共同化に関する調査に関する省令第4条第1項の規定に基づく経済産業大臣証明交付時の文書番号
	経営資源活用共同化推進事業者	経営資源活用共同化推進事業者(中小企業者を除く)	経営資源活用共同化推進事業者のうち中小企業者に該当する者	経営資源活用共同化推進事業者	経営資源活用共同化推進事業者		
	特別新事業開拓事業者	国内に本店又は主たる事務所を有する特別新事業開拓事業者	国内に本店又は主たる事務所を有する特別新事業開拓事業者	外国に本店又は主たる事務所を有する特別新事業開拓事業者	国内に本店又は主たる事務所を有する特別新事業開拓事業者		
	株式の取得方法	払込みによる取得			購入による取得		
	必要金額	1億円以上	1,000万円以上	5億円以上	5億円以上		

◆ 特別勘定の取崩し有無にかかわらず、本申請時に記載した内容をそのまま転記してください。(1～8も同様に転記してください。)

◆ 本申請時に経済産業省から交付された証明書に記載の内容を転記してください。
 なお、証明書を紛失した場合には経済産業省までお問い合わせください。

別表（継続申請用・ 2 / 3）

15. 特別勘定取崩し額及び残高（円）（注）											
2023年度		2024年度		2025年度		2026年度 （保有期間が満了した場合は、取崩し額に「－」と記載（2026年度に取崩しを行った場合はその額を記載）の上、特別勘定残高を0とすること）		2027年度 （保有期間が満了した場合は、取崩し額に「－」と記載（2027年度に取崩しを行った場合はその額を記載）の上、特別勘定残高を0とすること）		2028年度 （保有期間が満了した場合は、取崩し額に「－」と記載（2028年度に取崩しを行った場合はその額を記載）の上、特別勘定残高を0とすること）	
特別勘定 取崩し額	特別勘定 残高	特別勘定 取崩し額	特別勘定 残高	特別勘定 取崩し額	特別勘定 残高	特別勘定 取崩し額	特別勘定 残高	特別勘定 取崩し額	特別勘定 残高	特別勘定 取崩し額	特別勘定 残高

- ◆特別勘定の残高を記載したうえで提出してください。
- ◆特別勘定の一部取崩しの場合、具体的な計算は、次ページのひな形を基に行います。それぞれの項目の特別勘定取崩し額の合計が、上記の表に記載されます。ただし、その場合オープンイノベーション要件に適合しなくなる場合もあり得るため、必ず速やかに経済産業省まで相談するようにしてください。
- ◆特別勘定の全部取崩しの場合は次ページのひな形は不要です。

別表（継続申請用・3／3）

◆ 投資翌年度から、一部取崩しに該当するような、対象株式の移動や配当があった場合について、該当する項目について記入してください。

◆ なお、様式8別紙1の1（P.68）で「該当なしの場合」記載不要です。

（注）15における特別勘定取崩し額は、以下の特別勘定取崩し額の合計とする。

番号	取得年度	2024年度							
		①株式数	①の減少による特別勘定取崩し額（円）	②期末税務簿価（円）	②の減少による特別勘定取崩し額（円）	③利益剰余金からの配当金額（円）	③による特別勘定取崩し額（円）	④資本剰余金からの配当金額（円）	④による特別勘定取崩し額（円）
1	2023年度								
2									
3									
4									
5									
		2025年度							
		①株式数	①の減少による特別勘定取崩し額（円）	②期末税務簿価（円）	②の減少による特別勘定取崩し額（円）	③利益剰余金からの配当金額（円）	③による特別勘定取崩し額（円）	④資本剰余金からの配当金額（円）	④による特別勘定取崩し額（円）
1	2023年度								
2									
3									
4									
5									
		2026年度							
		①株式数	①の減少による特別勘定取崩し額（円）	②期末税務簿価（円）	②の減少による特別勘定取崩し額（円）	③利益剰余金からの配当金額（円）	③による特別勘定取崩し額（円）	④資本剰余金からの配当金額（円）	④による特別勘定取崩し額（円）
1	2023年度								
2									
3									
4									
5									
		2027年度							
		①株式数	①の減少による特別勘定取崩し額（円）	②期末税務簿価（円）	②の減少による特別勘定取崩し額（円）	③利益剰余金からの配当金額（円）	③による特別勘定取崩し額（円）	④資本剰余金からの配当金額（円）	④による特別勘定取崩し額（円）
1	2023年度								
2									
3									
4									
5									
		2028年度							
		①株式数	①の減少による特別勘定取崩し額（円）	②期末税務簿価（円）	②の減少による特別勘定取崩し額（円）	③利益剰余金からの配当金額（円）	③による特別勘定取崩し額（円）	④資本剰余金からの配当金額（円）	④による特別勘定取崩し額（円）
1	2023年度								
2									
3									
4									
5									

◆ ①：特定株式の売却の場合は、売却した株数を記載し、特別勘定取崩し額＝（売却株式数÷取得株式数）×所得控除額（P.38参照）を記載してください。

◆ ②：税務上の帳簿価額の減額の場合は、期末税務簿価を記載し、特別勘定取崩し額＝（帳簿価額の減額額÷取得価額）×所得控除額（P.41参照）を記載してください。

◆ ③：資本剰余金からの配当の場合は、配当金額を記載の上、特別勘定取崩し額＝（1株あたりの資本剰余金減少額×対象法人による取得株式総数）×25%（P.44参照）を記載してください。当該配当による取得株式の帳簿価額の減額分は、②に記載してください。

◆ ④：利益剰余金からの配当で、「（年間配当額/税務上の期末簿価）＞0.02」の場合には、配当金額を記載し、特別勘定取崩し額＝〔年間配当金額－（帳簿価額×2%）〕×25%（P.45参照）を記載してください。

様式 9

① 対象法人要件

② スタートアップ企業要件

③ 出資要件

④ 手続

➤ 様式 9 は、本税制申請後、初年度に申請したオープンイノベーション活動が具体的にどのように進捗しているのかを確認した結果、本税制への要件適合が継続しているということを証明するものです。

様式 9

国内外における経営資源活用の共同化に関する調査に関する省令第 4 条第 2 項の規定
に基づく経済産業大臣の証明の継続証明

年 月 日

経営資源活用共同化推進事業者名 殿

経済産業大臣 名

国内外における経営資源活用の共同化に関する調査に関する省令第 4 条第 1 項の規定により、(証明を受けた時の文書番号)において、経済産業大臣の証明を受けた経営資源活用の共同化に関する事項について、特定事業活動を継続していることを証する。

なお、経済産業大臣の証明を受けた経営資源活用の共同化に関する事項のうち、特別新事業開拓事業者の株式の取得により計上した特別勘定及び当該株式の状況については、別表のとおりである。

(備考)

用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。

- ◆ 本証明書は株式の取得が行われた年度の後 3 年度目まで、オープンイノベーション活動が確認できた場合に経済産業省から交付します。
- ◆ なお、交付は事業年度終了日後に経済産業省から行うこととなります。
- ◆ なお、本証明書の交付にかかる経済産業省の確認には、最長 60 日要します。
- ◆ したがって、証明書を企業として必要とするタイミングから逆算して申請書をご提出いただく必要がありますのでご注意ください。

経済産業大臣への申請方法

経済産業大臣への申請にあたっては、原則電子申請を行っていただきます。ただし、何らかの事情によりgBizIDを作成できない場合、例外的にメールによる申請も認められることがあります。

1. gBizIDによる電子申請

- 申請には、gBiz ID プライムを会社単位で取得いただく必要があります。（既に取得済みの場合は新規での申請は不要です。）
- gBiz ID プライムを会社単位で未取得の場合、右記のウェブサイト左上の「利用ガイド」を参照の上、gBiz ID プライムの申請を行ってください。
<https://form.gbiz.go.jp/openinnovationsupport/>
- 申請は、gBiz IDを取得いただいたうえで、当該IDを活用したサービス「gBiz Form」を活用して行っていただきます。
- 会社単位でgBiz ID プライムを取得済みの場合、gBiz ID メンバーでも申請は可能です。ただしgBiz ID エントリーでは、会社単位でgBiz ID プライムを取得済みの場合でも申請はできません。
- gBiz ID プライムの取得は、出資者・出資先企業ともにご対応をお願いしております。
- 親会社（ホールディングス等）にてgBiz ID プライムを取得済みの場合でも、申請者がgBiz ID プライム未取得の場合には、別途gBiz ID プライムを取得いただく必要があります。

2. メールによる申請

- gBiz ID プライムを作成できない特殊な事情がある場合に限り、経済産業省に事前にご相談ください。

手続に関するFAQ (1 / 4)

① 対象法人要件

② スタートアップ企業要件

③ 出資要件

④ 手続

控除上限

Q1：所得控除上限について具体的に教えてください。

A：1件あたりの所得控除上限額は、12.5億円となります。すなわち、1件あたりの出資が50億円を超える場合、その案件については50億円までの部分のみが税制の対象となります。

また、1事業年度あたりの所得控除上限額は、125億円となります。すなわち、同じ事業年度内に出資額が合計500億円（1回の払込みの額が50億円を超える案件は50億円として計算）を超える場合は、500億円までの出資案件がその年度における税制対象となります。なお、オープンイノベーション促進税制（M&A型）の所得控除額と合算した金額となります。ただし、所得控除可能額が一定の算式により計算された所得の金額を超える場合は、その所得の金額が限度となります。

なお、1事業年度あたりの出資件数の上限はありません。

Q2：1件あたり、事業者ごとの1事業年度あたりの所得控除額上限が設定されているとのことですが、この税制全体の所得控除額上限は設定されているのでしょうか。

A：税制要件を満たす出資行為について申請があれば、全て税制措置を受けることができます。

特別勘定

Q3：特別勘定の会計処理について具体的に教えてください。

A：具体的には、対象である取得株式ごとに、その25%以下の金額を、損金経理するか、取締役会等の決議による剰余金の処分により目的積立金を経理する必要があります。

剰余金の処分により目的積立金と経理された金額が当該取得株式の25%以下の金額であり、申請者が本税制を利用する意思がある場合には、株主総会の決議を経ず、申請者の定款に規定するところにより積み立てを行うことができます（会社法第452条・会社計算規則第153条第2項を参照）。通常は、決算手続として取締役会決議を基に積み立てる場合が多いといわれています。

なお、この特別勘定の計上について、税効果会計の適用が必要となります。

手続に関するFAQ (2/4)

① 対象法人要件

② スタートアップ企業要件

③ 出資要件

④ 手続

特別勘定

Q4 : 特別勘定の取崩しが行われる場合について、取崩しされる額の計算も含めて具体的に教えてください。

A : 3年以内に株式譲渡を行ったなど、スタートアップ企業とのオープンイノベーションが継続していると認められない場合には、原則として特別勘定は全額取崩しとなります。詳細は、本ガイドラインP.36～46をご参照ください。

Q5 : 3年以内に株式譲渡などを行った結果、特別勘定の取崩しが行われた場合、重加算税などの措置が講じられることはあるのでしょうか。

A : 特別勘定の取崩しが行われた場合には、出資を行った年度に損金の額に算入された金額を上限として、その取崩しが行われた年度に益金の額に算入されます。この場合に、加算税などの追加的な措置が講じられることはありません。

Q6 : スタートアップ企業の買収（いわゆるM&A）を行った場合は、本税制の対象となるのでしょうか。また、本税制を利用して出資したスタートアップ企業を3年以内に吸収合併した場合、特別勘定の取崩しは行われるのでしょうか。

A : スタートアップ企業の買収（いわゆるM&A）を行った場合も、本税制の対象となります。ただし、新規増資の引き受け分のみ（スタートアップ企業に対する払込み）が対象となります。なお、オープンイノベーション促進税制（M&A型）の場合、発行済株式の取得が対象となります（新規出資型との併用は不可）。

また、本税制を利用した出資から3年以内に吸収合併を行った場合は、特別勘定の取崩し事由に該当せず、益金算入も行われません。また、吸収合併後は、対象である取得株式の消滅に伴い、経済産業大臣に対する3年間の継続申請も必要ありません。

ただし、本税制では、会計上の支配関係にある複数の法人も、それぞれ別の主体として扱うため、仮に親法人が出資したスタートアップ企業を3年以内に子法人が吸収合併した場合、親法人が当該取得株式を譲渡したとみなし、特別勘定の取崩しが行われることとなります。

手続に関するFAQ (3 / 4)

① 対象法人要件

② スタートアップ企業要件

③ 出資要件

④ 手続

特別勘定

Q7 : 3年間継続した株式保有が前提とされていますが、一部譲渡となった場合、益金算入される額は一部譲渡した分のみとなるという理解でよろしいでしょうか？

A : 3年以内に対象である取得株式を譲渡した後も、オープンイノベーションの継続が確認できる場合は、譲渡した分の株式が、譲渡の直前に有していた株式全体に占める割合に所得控除額を乗じた金額が、取り崩しされることとなります。

例えば50億円の出資で12.5億円の所得控除を受けた場合において、当該取得株式を25億円分売却したときには、売却した事業年度に6.25億円（25億円÷50億円×12.5億円）の特別勘定を取り崩し、同額が益金算入されます。

ただし、当該取得株式の一部譲渡に伴いオープンイノベーションに向けた取組が停止した場合には、特別勘定全額が取り崩され益金算入されることとなる点にご注意ください。

Q8 : 出資したスタートアップ企業が、3年以内に上場した場合には、経済産業大臣の証明は取り消されることになるのでしょうか。

A : 上場後も、対象である取得株式を継続して保有し、オープンイノベーションを継続していることが確認できれば、経済産業大臣からの継続保有証明書を交付させていただきます。

Q9 : 出資を行った対象法人又は出資を受けたスタートアップ企業が、合併により解散した場合も、特別勘定の取崩し事由に該当するのでしょうか。

A : どちらかが解散した場合には、特別勘定の全額取崩しとなります。ただし、対象法人が適格合併により対象である取得株式を合併法人に引き継いだ場合又は出資を行った対象法人が出資先スタートアップ企業を吸収合併することによりスタートアップ企業が解散した場合には、この限りではありません。

######